

第4回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和5年9月12日(火)

午前10時00分 開議

議事日程

議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について

○出席委員（10名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（1名）

11番 本田秀一君

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
総務課企画担当課長	鶴飼義信君
総務課総務担当課長	松山篤君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
町民生活課総合窓口担当課長	寺地隆之君
町民生活課町民生活担当課長	鶴飼靖紀君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
健康福祉課健康づくり担当課長	日向安子君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
産業振興課農政企画担当課長	工藤薫君
産業振興課商工観光担当課長	輪達隆志君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
地域整備課環境整備担当課長	神久保恵蔵君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
教育委員会事務局教育総務担当次長	輪達ひろか君

教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

梅 木 勝 彦 君
日 山 一 則 君
竹 澤 泰 司 君
西 山 隆 介 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
松 坂 俊 也 君

◎開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

本日、本田委員から通院のため欠席するという申出がありましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

（午前 9時55分）

◎議案第9号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、今日は8款土木費からでございますので、土木費、地域整備課のほうから説明をいただきます。

それでは、地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君、お願いします。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） おはようございます。よろしく申し上げます。

主要施策の説明書の15ページになります。8款土木費、2項道路橋りょう費、（1）道路橋りょう総務費、決算書のページは142ページになります。道路台帳作成補正業務委託料、事業費229万9,000円、事業の目的及び効果等は、道路の台帳を整備し、適正な維持管理に努めたところであります。

続きまして、主要施策の説明書16ページになります。2項道路橋梁費、（2）道路維持費、決算書は144ページになります。①除雪業務委託料、事業費1,107万6,000円、②草刈業務委託料、事業費495万円、③町道舗装修繕工事、施工数量36トン、643万5,000円です。

あと、④から⑩については事業の詳細は記載のとおりとなります。また、事業費についても記載のとおりとなります。⑩の町道谷地渡線側溝修繕工事が令和4年度の新規事業となっております。事業及び効果等については、安全・安心な道路環境の確保と沿道の生活環境の保全を図り、一般の交通に支障を及ぼさないよう道路の維持管理に努めたところでございます。

（3）道路新設改良費、決算書は146ページになります。事業内容、工事箇所は記載のとおりでございます。①の町道赤石峠小玉川線道路舗装工事、これは令和4年度で事業完了しております。事業目的及び効果等については、交通安全確保と未改修箇所の整備を行い、地域住民の交通の利便性向上を図ったところでございます。

（4）橋りょう維持費について、決算書は146ページになります。①軽米町道

路橋定期点検業務委託料、事業費656万7,000円、事業目的及び効果等については、令和4年度については25橋を点検しまして、適正な維持管理を図ったところでございます。

②軽米町橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、事業費453万2,000円。これは、過去の点検結果に基づきまして長寿命化の計画を立てたものでございます。

③町道岩崎外川目線こぶし橋橋梁補修設計業務委託料、これは次年度以降の補修工事に対しましての補修設計でございます。事業費が561万円となっております。

④から⑧については、補修工事を実施してございます。事業費についても記載のとおりでございます。事業目的及び効果等については、橋梁長寿命化計画に基づきまして、老朽化した道路橋の計画的かつ効果的な修繕を行うことにより、道路利用者の安全な交通を確保したところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 続けて、3項、5項、6項まで続けてもらっていただきますようお願いいたします。

産業振興課分、産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 主要施策の説明書17ページ、3項河川費の（1）ダム管理費でございます。雪谷川防災ダム管理をしてございます。事業費、ダム管理費全体で1,825万9,000円。これは、岩手県から管理の委託を受け、農業用水の供給・洪水調節・流水の機能の維持に努めたものでございます。決算書は148ページでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

続いて、地域整備課、河川整備費から。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） （2）河川整備費、決算書は148ページになります。準用河川河川維持修繕ということで、修繕箇所5か所を実施しております。事業費は272万5,000円。準用河川沢里川河川測量設計業務委託料として、事業費162万8,000円です。

3つ目なのですが、河川維持修繕除草業務委託料ということで、事業費が165万6千300円、これは雪谷川を守る会のほうに委託しまして雪谷川の環境美化に努めたところでございます。

準用河川里沢川河川護岸対策工事ということで、施工延長32メートル、事業費が1,847万円です。事業目的及び効果等については、治水機能の維持と河川の氾濫等の災害を未然に防ぐため、適正な維持管理を行ったものでございます。

5項住宅費、（1）住宅管理費、決算書は150ページになります。住宅リフォーム奨励事業、令和4年度は13件の申込みがありまして、リフォームを実施しております。事業費150万円、事業目的及び効果等については、町民が町内の施工

業者に依頼して行う住宅リフォームを奨励することにより、居住環境の向上及び町内の商工業等の活性化を図ったものでございます。

(2) 住宅建設費、これは萩田2号団地の住宅建て替え工事でございます。事業費が全体で2億2,015万4,000円となっております。決算書は、150ページから152ページとなっております。萩田2号団地町営住宅新築及び既存住宅解体工事実施設計監理業務が1,043万9,000円。これは明許繰越分になるのですが、萩田2号団地町営住宅新築及び既存住宅解体工事実施設計監理業務986万8,000円となっております。

続きまして、萩田2号団地町営住宅建築工事ということで6棟新築しております。事業費は1億4,740万円となっております。萩田2号団地町営住宅建築工事の明許繰越分なのですが、これは6棟、事業費が2,768万6,000円です。これは、令和3年度において半導体の供給不足により年度内に完成できなかった部分についての繰越しとなっております。

最後ですが、町営住宅(下新町・山内団地)解体工事ということで、事業費2,476万1,000円を支出しております。事業目的及び効果等については、町営住宅の建て替え事業を進め、居住環境の向上を図ったものでございます。解体工事については、令和4年度完了しております。

地域整備課については説明は以上となります。

○委員長(茶屋 隆君) ありがとうございます。

続いて、6項公園費、町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君、説明をお願いします。

○町民生活課町民生活担当課長(鶴飼靖紀君) 6項公園費について説明いたします。主要施策の説明書ページは17ページになります。決算書につきましては152ページとなります。

(1) 公園費は、円子地区と向川原地区の親水公園管理清掃業務といたしまして、事業費149万2,000円で事業を行っております。親水公園の衛生的な維持管理に努めたところでございます。

以上でございます。

○委員長(茶屋 隆君) ありがとうございます。8款土木費、説明が終わりました。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番(江刺家静子君) 道路維持費のところでお伺いします。すみません、こういう工事のことはあまりよく分からないのでお聞きしますが、例えばこの道路橋りょう費の(2)道路維持費の実施事業等のところで①、②、③、④と、こうありますけれども、このオーバーレイ・パッチング工事というのは、これは町全域に係る必要な

工事をしたのかなと思いますが、次の④もお伺いします。町道観音林線歩道修繕工事、これが何年か前から、決算書を平成29年まで遡って見ましたが、毎年この工事がある、何というのかな、例えばこの場合は46メートルなのですが、46メートルずつ、少しずつ毎年、5年もかけてやっていくということでしょうか。それとも、毎年こうやって直していくのか、ちょっとこの④、⑤、⑥、⑦だって、何年も、3年とか4年とかかかってやっていますけれども、その工事のやり方をちょっとお伺いします、進め方を。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。質問者が理解できるように丁寧に説明をお願いします。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 分かりました。江刺家委員の質問にお答えします。

③の町道舗装修繕のオーバーレイ・パッチング工事につきましては、町内全域の舗装の欠損部、穴ぼこ補修を実施しております。

④から⑪までなのですが、先ほど④の観音林地区の歩道でございますが、これは平成七、八年頃バイパスが開通しまして、観音林地区の集落の譲渡を受けましたけれども、それから二十何年が経過しまして、歩道のほうが老朽化していましたので、この観音林地区については歩道がある区間全部を順次毎年進めていく予定で進んでおります。

あと、⑤の町道外川目晴山線の舗装修繕と⑨の町道板橋米田岡堀線の舗装修繕工事につきましては、令和元年度に路面性状調査といたしまして、舗装の健全度を調査しまして、その計画に基づきまして舗装修繕しております。これも、舗装の損傷の著しい箇所を継続して事業を進めていきます。

あと、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪につきましては、側溝が現在蓋がけのないもの、側溝の損傷の激しいところの部分を修繕して進めております。まだ継続的に進めていく予定ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。よろしいですか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。ちょっと素人考えでいくと、こんなに何年もかけていたら、前に直したところがまた壊れるだろうとか思ったりしたものですから、私のところにも観音林の歩道がどうかという声が届いたりしましたのでお聞きしました。ありがとうございます。

本当は予算があれば一気にやるのですか。そうではないのですか。やっぱり何年もかけなければならないということなのですか。財政的にということでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） その辺、よろしいですか、地域整備課環境整備担当課長、神久

保恵蔵君。

- 地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） それは、江刺家委員のおっしゃるとおりでございます。予算があれば順次やっていきたい。高度成長時代に舗装修繕、橋梁等、昭和45年から50年、これ以降に急成長に造ったものが、早いものであれば50年経過しようとして、コンクリート構造物、アスファルトについても今50年間に経過しようとしていまして、老朽化が著しい状態でございます。損傷の激しいところ、危険があるものを抽出しながら順繰りに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上です。

- 委員長（茶屋 隆君） そのほかございせんか。

上山委員。

- 3番（上山 誠君） 町道のこととちよつと関連になるのですが、お聞きしたいと思ひます。何線というのですか、クボタからローソンまでのあれ、町道ですよ。

〔「そうです」と言う者あり〕

- 3番（上山 誠君） あれの高校通りのところの十字路、県道との交わり、私の家の道路から来るところの十字路のところ横断歩道のマークは上にあるのですけれども、横断歩道がないというのが1つ疑問がありまして、あそこは割と朝の時間帯とか子供が渡っているのです、ああいうところは横断歩道を書かなくていいものかどうなのかを1つお伺ひいたします。

- 委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

- 地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 上山委員の質問にお答えします。

クボタから岩崎のローソンまでについては町道岩崎外川目線になります。あと、高校から上がりまして東に向かっていく路線は、県道の二戸軽米線になります。本年度、ラインのほうは摩耗しておりましたので、令和5年度の事業で白線、センターライン等、交差点部の外側線というか、サイドラインは引きましたけれども、横断歩道とひし形マークについては公安委員会の管理分というか、区画線については道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがございまして、交通規制に係るもの、停止線、横断歩道については公安委員会のほうで設置して、道路の外側線とかセンターラインについては道路管理者のほうで設置することになっていましたので、あの部分については見てご存じのとおり横断歩道の消えかかったのがありますので、また警察というか、そういう機会がありましたら、町民からそういう要望があったということで、安全対策というか安全の上でも必要だということで要望はしていきたいと思ひます。

以上です。

- 委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 道路新設改良費の関係ですが、昨年度は①から④までの路線をやられたということで、その中でも終了したものもあるということのようですねけれども、各地区から多数やはり町道の新設改良要望等があるかとは思いますが、それらの今後についてですね、今後の道路新設の計画と申しますか、例えばそういうふうな計画策定なんかもされているのかどうか。例えば何十年先ぐらいまである程度見通しを持っていかないと、それこそ突発的に来たからぱっとできるというのではないかとは思いますが、この道路新設改良部分は毎年やる事業だとは思いますが、大体年間まず何億円ぐらいとかというふうなのが大体想定されているのではないかなと。その予算の範囲内の中で、どのような形で、また終了したら新しいものを入れていくとかというふうな形になるかとは思いますが。補助事業等もあるかとは思いますが、それこそ突発的な補助事業でなければ、通常のものであれば通常のものとして、長い期間の中で軽米町の道路網を整備していくというふうな考え方をしていくものだと思います。というのは、我々の地域でも要望していても優先順位が届かないとか、そういうことでなかなかそれに取りついてくれないとか、そういうふうな状況もあるようですね、その辺の道路新設を今後やっていく上での考え方と申しますか、そういうふうなことをちょっとお聞かせいただければと思いますけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 中村委員のご質問にお答えします。

地区のほうからは数多くの要望等がありまして、担当課のほうでは安全に通行できる道路整備のための地域の要望に対しまして、道路網としての重要度、公共施設等の密度、交通量、家屋密集度、また路面状況、排水環境など、緊急度、優先度を勘案しながら可能な限りお応えできるように事業を取り組んでいるところでございます。

計画的に何かあるのかということでしたけれども、軽米町の過疎地域持続的発展計画に路線のほう載っておりますので、その路線に基づいて、先ほど申しましたように緊急度、優先度を勘案しながら進めていきたいと思っております。

説明は以上になります。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 過疎計画の関係は5か年計画だと思しますので、あれは当然のある計画をそのまま載せているというふうな状況ではないかなというふうな感じがするのですが、各地区からというふうなことで緊急度、優先度、防災面とかいろんな角度があるかと思いが、その辺のところ、やはり特にも前々から言っているB&Gの前の道路、保護者の方々もあそこはおっかないよねと、子供だけを歩かせるには大変だなというふうなことを言っている、なかなかそれを役場の

ほうに伝えるというふうな場面も今はあまりなくなっているのではないかと。長い間、逆に言えば放置されているような状況であると。やはりそのことによって、逆に子供たちを歩かせるというふうなこともあまりしなくなってきた、保護者の車で送迎というふうなことにいったりもしているというふうなこともあるような気もしているのです。それは何とか解決しなければならない部分だなど、緊急度もあるなど思っているのですけれども、そこで通学路の関係で1つお伺いしたいのです。八戸市なのですけれども、八戸市に限らずどこでもあるかと思うのですけれども、通学時間帯において通行止めというふうなところがあるのですよね。学校が近くて、あまり広い道路ではない。例えば軽米町であればB & G前のあの細い道路、町道ですね、ああいうふうなところが該当になるのではないかなと思うのですけれども、そういうところ、通学する時間、朝の7時から8時まではここは車は通行できません、そういうふうに時間帯で通行止めをしているというふうなところがあるのですけれども、そういうふうなことの決まりというか、決め方というのが道路関係のほうなのか、それはちょっとよく分からないのですけれども、そういうふうな何かありますかね。そういうのがあれば、例えば軽米町であれば時間帯を、それこそ中学校まで行く道路の時間帯とか、そういうふうなところを通行止めにするとか、時間帯通行止めにするとかというふうな方法で子供たちの通学を確保するというふうなことも可能なのかなというふうに思うわけです。その辺のところは、地域整備課のほうでお答えできるのかどうか分からないのですけれども、その辺どうなっているのでしょうか。言っている意味は分かりますか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 中村委員の質問にお答えします。

先ほどありましたB & Gの部分につきましては、地域整備課のほうでも通学路、あとB & Gの利用者等の重要路線であるということは認識しております。あと、町道荒町中学校線については県道二戸軽米線が今進めておりますので、そちらのほうと歩道整備した後、見ながら対応していきたいと思っております。

あと、通行規制に関しては協議会というか、警察とも会う機会がありまして、会議等でも出るのですが、なかなかその通行規制は難しい。道路管理者が実施するのではなく、一方通行なり時間帯の制限は公安委員会というか警察のほうでやりますので、なかなか難しい。

あと、軽米町の町内でやっているところといえば、晴山小学校のミル・みるハウスから昔の旧道に抜けるところは大型車両の、8トン以上の車両は通行禁止ということで、これも公安委員会のほうで指定しておりますので、町のほうでは要望はしていきますけれども、なかなか時間での通行規制、一方通行等についてはちょっと

住民の理解を得ながらということ、あとそのほかの方法については、二戸市でやっておりますが、ゾーン30、安全対策については様々ありますけれども、その辺近隣市町村の事例等を参考にしながら、また当町の道路網の整備の状況を見ながら安全対策を検討していければと思っております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 公安委員会のほうでというふうなことですけれども、いずれ道路整備のほうが進まないのであれば、逆にそういうふうなことを先に進めておいて、道路整備のほうも後から、道路整備といたって何年という年月を経ないと解決できる問題ではないというふうなこと。でも、子供たちとか、通行する人たちは毎日のことですので、その辺のところを勘案していけば、あれはあっちだ、こっちだという話にはならないのではないかなと。やはり緊急性は非常に高いものがあるのではないかなというふうに思うので、その辺のところをまず横の連携を取って、道路網の整備と合わせながら取り進めていただくこと、そのことによって町民の人たちも幾らかは安心感を持つのではないかなというふうに思うわけですので、その辺を何とか進めてほしいなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 中村委員の今のご指摘というか意見を参考にしながら検討してまいりたいと思います。

B & Gのところについては、令和4年度に外側線を早急な応急対策として引いております。両側に、外側に線を引いて速度制限というか、速度の抑制のため一部歩行帯というかそういう形で整備しておりますので、説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） あと、そのほかにございませんでしょうか。

甲斐委員。

○2番（甲斐鉦康君） 町営住宅の解体のことでちょっとお伺いしたいのですが、土木のほうでも解体の連中はコンクリートと木造と分かれていますけれども、アスベストの問題で、会社の土木やっている業者も結構解体の免許を持っているのですが、入札に入れてもらえないのですけれども、そういう住宅の解体に関してはアスベストとか免許を持っている人なんかは、そういうところは確認しているのか、お聞きしたいのですけれども。

〔「休憩お願いします」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住宅の解体工事ということで、業者選定につきましては建築の解体の資格を持っている業者ということで指名をしているところがございます。

また、アスベスト等の有資格者を確認かということですが、それについては外注という方法もございますので、建築の解体の業者ということで選定しております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 甲斐委員。

○2番（甲斐鉦康君） 解体の申請を出す場合、アスベストの検査を受けたということで、その書類を出して解体にかかるのですけれども、そういうことはやっているのかどうか。去年、おとしあたりからアスベストの関係で申請しなければ解体できないということで、会社のほうも許可取って申請してからアスベストの主任技師者という者を確保しているのですけれども、そういうのを指名した業者に対してアスベストの管理を持っているのかどうか、それで木造の解体は解体業の許可を持っているのか、鉄筋コンクリートは鉄筋コンクリートの許可というのがあるのですけれども、それを全部確認しているのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時32分 再開

○委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

業界全体の部分でということでの質問ということで、答弁のほうよろしくお願いたします。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えします。

この解体工事に当たっては、指名の要件として解体の資格を有している業者を指名しております。回答とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（甲斐鉦康君） はい。アスベストの問題を持っているということですね、資格を。アスベストの資格を持っていないと解体できないということで、申請しなければな

らないのですよね。

〔「ちゃんと当てて」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい。質問があれば挙手していただいて。

〔「アスベストの件に触れていなかった」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、アスベストの件について地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） すみません、アスベストの件について回答漏れがございます。アスベストについては解体の資格を持っているということがございますので、当然ながらアスベストの資格を有しておる職員がいるものと判断しております。

○委員長（茶屋 隆君） 甲斐委員。

○2番（甲斐鉦康君） 持っていると思いますと言っていたけれども、アスベストの免許を持っている業者と解体の免許を持っているという業者は、書類を出すためにはそれ必要だと思うのです。それらの書類を出すときに、解体の免許とアスベストの免許の許可持っているのかどうか、ちょっと伺いたいです。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問ですけれども、最初に軽米町の資格者の名簿登録、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、役場にはなかなか細かく審査できる職員は配置していないし、いないということで、今までも、これまでもそうですけれども、いずれ県の格付、県に申請をして、その後それを持って町のほうにも格付更新するとき、その書類を提出していただいて、1級、2級、3級についても県の格付に準じて同じようにやっている。あとは解体だとか、舗装だとか、そういった登録につきましても、いずれ県のほうの登録を見ながら、あとは町に出した書類のチェックした部分だとか、そういった部分を見ながらおのおの格付をして、指名しているという状況でございます。

また、今お話があった例えば解体をする場合に、指名する場合に、アスベストの資格が、技術者がいなければ解体をできないというふうな部分につきましては、私初めて今お聞きしましたので、その部分については指名する担当等のほうにちょっと確認をさせていただきたい。例えばそういったアスベストの資格を持たなければ解体はできないよというようなことなのであれば、いずれ今後例えば解体の工事をやるまでの間にその辺は確認をして、それなりの手続だったりそういったことを進めさせたいなと考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（甲斐鉦康君） はい、分かりました。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 住宅建設に関してちょっとお伺いしたいのですけれども、住宅、萩田2号団地のほうは大体完成したということですが、当初そこを建設するに当たって、私の記憶の中では萩田住宅、向川原のあの古いほうの住宅、上新町、下新町の住宅、また山内の古い住宅の代わりにといたしますか、その人たちを入れるために造ったのだよというふうに、私はそういう記憶だったのですけれども、何か聞くとところによると、岩崎住宅の人たちももう順次今の住宅に入ったり、萩田2号団地のほうに入っているというふうなことをお伺いしていましたけれども、岩崎団地ももうあそこは全部撤去しようとしているのか、ちょっとその辺の説明は今までなかったような気がしているのですけれども、その岩崎団地のほうをどのようにしたい、しようとしているのか、今後の進め方についてちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 中村委員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、当初は山内住宅、下向川原住宅、向川原住宅と下新町と新町住宅の移設をもって動いておりましたけれども、入居者のほうが高齢化して退去したり、あと自分で持家を持ったりして人数が減ったところもありまして、順次入居者が減っていた部分もあったので、岩崎住宅については青い建物が5戸、長屋が4棟で12戸入って、あと1戸建てが12戸ありますけれども、その青い、今ここ入居している部分以外については昭和56年以前の建築基準法に基づいて建てられたものでしたので、耐震基準等も満たしておりませんので、入居者が減少した部分について順次移転していただいている状況です。岩崎の土地については借地の部分もありまして、まだ今後の建て替え等は検討してはおらないのですが、安心・安全な昭和56年以前に建てられたものに住んでいる方に早期に移転してもらいたいために、今の萩田2号団地のほうに岩崎のほうから順次移転というか引っ越ししていただいている状況でございます。

ただ、青い建物5戸については平成以降に建てられたものですので、今後の建築等についてはまだ煮詰めていかなければならない部分ですが、その昭和56年以前の部分については完了というか移転してもらっている状況となっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今の説明だと、新しく整備した住宅に入る人たちが当初より少なくなったから、岩崎の人たちを考え方を変えて入れているのだというふうに、ちょ

っとそういうふうを受け取ったのですけれども、住宅に関しては今、議会のほうでも、町民の人たちも、若い人たちも、若者の定住促進住宅と申しますか、若い人たちが住めるような住宅が軽米町にはないのだというのは非常に大きな課題になっている。町長の政策の中でも若者定住促進住宅を何とか建設しますよという公約もあるのですけれども、それはそれとしてやらなければならないと思いますけれども、今現在ある新しくできた萩田2号団地に若い人たちを入れるような手だてではできなかったのでしょうか。そういうふうなことが、逆に言えば今の課題を解決するための施策の一つのものではないのかなという気がしますけれども、私も4月当初、あの辺を歩いていても、完成してもさっぱり誰も人が入っていないなど、もったいな、さっぱり住宅の募集もしていないなどというふうにちょっと感じていたのですけれども、何かそういうふうな件でちょっといまいち住宅に関して我々が言っている若者の定住住宅と申しますか、そういうふうなものの重要度ということに対してちょっと関心が薄いような気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅につきましては、入居者の資格がございます。住宅困窮者というような方等の条件がございます。あと、先ほど説明があったとおり、岩崎住宅につきましても昭和56年以前に建てられた同じ建物で耐震的な問題が生じてきているということで、そちらの方を萩田2号団地のほうに移転をお願いし、移っていただいているというところがございます。まず、町営住宅の入居の考え方等がございますので、そこら辺につきましてはご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 岩崎住宅も老朽化しているということはそのとおりだと思いますので、それはそれでいいのですけれども、あまり計画も何もなく、ただそのときの思いつきでやっているようなやり方というのはいかがなものかなというふうなことも感じます。

そこで、岩崎住宅、青い住宅と言っていましたけれども、あれは多分昭和六十二、三年あたりに建設されておるのではないのでしょうかね。私も何か掃除に行ったときに、あそこの写真を撮った記憶がありますので、それはそれとして、それでももう30年以上経過している住宅ですよね。かなり耐用年数もどうなのかと。ですから、岩崎住宅そのものも当然考え方を変えて、あそこをなくしてみんな新しいところに引っ越ししてもらおうというふうなことは、それはそれでいいのではないかと思います。

今、何か町営住宅に入る入居条件等々の件言っていましたので、そこでお伺いし

たいのですけれども、今建ててある町営住宅とこれから町長が公約でも言っている若者定住住宅を建設した場合の入居条件といたしますか、その整備の仕方というのは違うのでしょうか。その辺のやり方といたしますか、ちょっと私たちも勉強したいので、その辺がどのような考え方をかって受け止めればいいのかということをお伺いしたいのですけれども。

○議長（松浦満雄君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岩崎住宅につきましては、先ほども述べておりますけれども、年間の借地料を払ってお借りして住宅を運営しているということもございます。岩崎住宅も、あそこを引き続きお借りして、例えばそこに若者住宅を建設するとか、町営住宅でも建設するにしても、一旦整地して造成をし直さないと側溝の流れも悪い、道路の部分も非常に利便性が悪いということで、そのためにはどこかに仮設住宅を建てて、一旦整地してというような形になります。なので、たまたま今萩田2号団地の整備計画を立てた時点では満杯に入居者がありました。ところが、亡くなった方もおられる。あとは町営住宅は公営住宅法の適用というか、形になりますので、所得15万8,000円以下の人を入居させるという、そういった縛りがございます。その関係もありまして、所得がどんどん上がっていきますと、どんどん家賃も高くなっていく。そういった方で退去した方もいる。そういった部分で空きが出たというか、あれですけれども、次は岩崎団地の建て替えだなどと考えておりましたので、とにかく造成するにしても、新しいところに建てるにしても、一旦岩崎住宅の方も移転してもらわないとなかなかそういった整備計画も立てられないということで、今新しく建てた住宅に移ってもらってというふうな形になってございます。

町長が考えている若者住宅というものは、そういった所得の制限を設けなくて、若い方、ご夫婦の方、そういった方、あとは近隣の市町村の若者でもいいですので、そういった若者定住住宅的なものを想定しているものでございます。具体的な場所につきましては、どこに建設するとか、そういった部分にはまだ至ってはおりません。当然、公営住宅法の適用を受ける町営住宅は国の設計基準に従って建てなければなりません。住宅ランクも例えばA、B、Cとあって、やっぱりある程度いいランクでなければならない。単価が非常に高いのではないかというようなこともご指摘ありましたけれども、そういった縛りがあるので建築単価も非常に高い。これから整備を考えている部分については、そういった適用、縛りを受けない形で整備をしていきたいと思っておりますので、建築単価もある程度もう少し低い部分でも建設できるのではないのかなと思っておりますし、また幾らかでも経費を節減するためには民間の力も借りながら、そういった官民一緒になった住宅整備というのも一つの手段だと思っておりますし、そういった形がいいのかというのはこれからいろいろ検

討していく部分なのかなと考えておりますけれども、そういった部分で若者住宅と町営住宅とはちょっと基本的な法律的な縛りがある、ないということで違うというものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今の説明で、今建設した萩田2号団地については15万8,000円以下の人でなければ入れないということであれば、逆に言えば15万8,000円で生活できるのかなというふうなことです。本気で生活できないような若者が入るといことはちょっと難しい、新生活を歩むにおいてはちょっと厳しいことですから、だからぜひ別な形で若者定住住宅を造ってもらわなければならないと思うわけですが、岩崎団地の話も、借地であるということも聞きました。今、上新町の住宅とか下新町なんかはもう解体して整地されていると。これも土地利用というふうなことを検討するというふうな、前お話しされていましたが、今現在ではどのような検討がなされていたのか。1つには、若者定住住宅の候補地にもなるのではないかなというふうに私は今ふと思ったのですけれども、というのは町の中心部ですので、学校にもそんなに遠くはないというふうなことを考えれば、安全面を考えれば、それも一つの方法かなというふうにちょっと思ったのですけれども、今現在の跡地利用、向川原はそんなに広くないようだけれども、まとまった土地といえば上新町、下新町辺りなのかなとちょっと思ったので、いちい荘の跡地も含めてちょっと、今現在で検討している内容があれば、それをちょっとお聞かせください。

○委員長（茶屋 隆君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

住宅等も解体して更地になっている土地もでございます。一時は新町の解体した跡地に若者の住宅というふうなことも、モデル的というふうな部分も場所的にはちょっと考えておりますけれども、あと若い人たちが入る条件として、やはり当然一戸建てで、駐車場は当然あって、できればちょっとした菜園、菜園でなくても例えば子供のちょっとした遊び場も含めたような形での敷地として若者住宅というものを今考えて検討しているところでございます。なので、具体的にあそこというふうな、いちい荘の跡地につきましてもまだ具体的な計画というのはありませんけれども、今言った若者住宅につきましてもそういった部分の住宅で、なおかつできれば、やはり一生アパート暮らしで終わるような若い世代もおられるかと思っておりますけれども、定住促進という意味では八戸近隣でアパート暮らしをしている若い家族の方とか、そういった方々も対象として何とか安い家賃にして、何十年か、20年なり、30年なり住んでいただければ、例えば無償で財産として登記すると。そうい

った場合に、当然30年ぐらいで建設費を家賃としてクリアできるような形にはならないと思いますけれども、ただそこで八戸市から、二戸市から軽米町に住所を移して永住してもらえるとという部分については、例えば全部費用を回収できなくても、そこには費用対効果というのが生まれるのではないのかなというふうに考えております。当然地元にいる若い世代の方々にも利用していただけるような住宅というような部分もいろいろ想定して考えてはおりますけれども、今現在では具体的に、ではあの場所にこれ、ここの場所、あとは青少年ホームですか、あそこの部分も老朽化してなかなかリフォームして使えるような、お金をかけてもというよりは、できれば解体をして、病院も近いので、例えばあそこの部分に若者の住宅、もしくは岩崎住宅の残った方々を例えばあそこに町営住宅をやるとか、お借りしていた部分を一旦清算して返すだとか、そういった様々な、いろいろな方法も考えられるということで、どういった方法で、どういった場所に、どういった部分をあれしていけばいいのか。今、若い人たちは車の時代なので、多少不便だとしてもいいのかなと思っておりますけれども、若い人たちはコンビニとかそういった部分が近いほうがいい。例えば八戸圏にいる若い人たちをターゲットにするのであれば、できれば国道沿いのほう、車で八戸市に通勤できるような、通勤しやすいような場所というようなものも考えられるのかなと思いますので、その辺についてはいろいろ今構想の段階にいるというようなことで、具体的なきちっとした計画とか何かというのはめどは立っておりませんが、そういった部分を模索しながら今いろいろ検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。

いろいろな考え方があるということも分かりましたし、それらを総合的に勘案して何とか早い時期に実施に向けてほしいなというふうに思いますけれども、そこで私のほうから1つ、やはり借地に関してはもう借地はなしにして全て自分たちの、役場の土地としてそういうふうなものはやっぱり建設していくべきではないのかなというふうに考えますので、借地は解消するような方向で、そして親の通勤の話もありましたけれども、併せてやはり子供が小さいので一番心配だと思いますので、子供が安心、安全に通学できるような立地条件というふうなこともやはり重要課題として考えてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。何かあれば。

○委員長（茶屋 隆君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） いろいろご意見ありがとうございます。そういった形で当局のほうもそういった案、いろいろなことを考えております。なので、例えばこうい

ったやり方がいいのではないかというふうな部分とかありましたから、どんどん個別に意見等をいただければ、その辺も参考にしながらトータルで軽米の町がよくなるという方向を考えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 河川のことについてお伺いします。昨年8月にも集中豪雨があつて晴山から尾田にかけて川の水があふれたりしたのですけれども、下晴山から尾田にかけて川の幅が土砂で大分浅くなっているの、ちょっとその工事をしてほしいという……

○委員長（茶屋 隆君） すみません、マスクを外して発言してくれませんか、ちょっと聞き取れないので。

○5番（江刺家静子君） あと、小軽米のほうでも何か泥がたまっているの、川の底をもう少し深くするよという声。それから、ダムのこともありました。これ全部県の仕事かなと思うのですが、この場合は町としてこのことについて県に声を上げていただいたことがあるのでしょうか。それとも必要ないと思っているのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 江刺家委員の質問にお答えします。

昨年8月には災害が発生しておりまして、瀬月内川は2級河川、県の河川でございます。雪谷川も2級河川の県の川でございます。雪谷川防災ダムも岩手県の所有となっております。

2級河川の瀬月内川のしゅんせつと雪谷川の河川のしゅんせつ、あと瀬月内川の山内地区の新井田橋から尾田地区までの河川改修等については知事要望、市町村要望に強く町のほうで要望しております。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） では、ここで11時10分まで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、時間ですので休憩前に引き続き会議を始めます。

8款土木費、質疑。

中村委員。

○6番（中村正志君） 決算とは特に関係ないのですけれども、ここでやるか、前にクリ

ーンアップデーのところは終わっているのですけれども、クリーンアップデーに関連して道路網の関係も含めてお話といたしますか、お伺いしたいのですけれども、いずれクリーンアップデーが町民総参加でお盆前に町を一斉にきれいにしようということで昭和60年頃から始まって、もう40年近くなるわけですけれども、最近形骸化しているといえますか、何か私の地域だけなのかどうかは分からないのですけれども、特に町の中心部のほうは8月のクリーンアップデーといえは何をやるかといえは、雪谷川の河川の草刈りが中心で、それで終わっているように感じられます。かつては、それこそ自分たちの地域の側溝の泥上げとか、缶拾いだとか、地域の周辺の草刈りとか、各それぞれの地域を一斉にきれいにしようというふうなことで取り組んでいたのですけれども、ここ何年間か特にこの町内というか、町のところは雪谷川の草刈りで終わっていると。そのことによって逆に道路等に、側溝等もあるとは思いますが、かつてのそういうふうな泥上げを住民がやるとか、そういうふうなこともまずほとんどなくなってきているのではないかなど。何かかつてそういうふうな意識が地域にあったのがなくなりつつあるなど。町全体で果たしてどうなのか。聞くところによると、ほかの地域なんか雪谷川がないところは自分たちの地域の町道周辺の草刈りをやっているとか、何かそういうふうなことも聞いていました。だから、そういうふうな関係で町全体の中で統一的な作業の形態がなくなってきているなというふうに感じるのですけれども、それによって何でもかんでもあれば役場に話しすれば役場が来て全部やってくれるというふうな、何か町民の意識が逆に言えば下がってきているのではないかなどという、自分たちの町は自分たちで少しやれるところはやっていくのだという意識が薄れてきているのではないかなど。役場がやってくれることはいいのですけれども、ただそれで果たして町づくりとしていかなものかなどというふうに感じていますけれども、道路整備の主管課としてそういう側溝とかそういうふうなところ、町道周辺の草なんか結構あちこちがあって、なかなか役場がやらないとそのままになっているというふうな状況があるかとは思いますが、その辺の実態として思うところといたしますか、それについての考え方についてちょっとお伺いできればなと思いますけれども。正直に話ししてよろしいです。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、クリーンアップデーということで中村委員がお話しするとおり、中心部であれば雪谷川沿いの河川の草刈り等に終始しているのではないかと、ほかの地区では今までどおりの側溝上げしているところもあるのではないかとということで、統一的な作業ではなくなっているのではないかとということ、そのとおりだと思います。そのことによって、道路の草及び側溝等のたまった部分についての側溝上げ等につ

いては、役場のほうに、地域整備課のほうに連絡すれば対応してくれるのではないかという思いも持ってきているところもあるかと思います。基本的には協働の町づくりということで、住民参加で自分たちの地域の環境等の整備をお願いしたいところでございますので、どうしても手の届かないところ等あればご連絡はいただいて、対応のほうについては検討しながら行っていきたいなと思ってございます。基本的には、まずその地域の環境整備ということで、協働の町づくりということも踏まえてご協力いただければなと考えているところです。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

中村委員。

○6番（中村正志君） それで、雪谷川沿いの草刈りについては雪谷川を守る会のほうから補助金なのかお金をもらって年2回、やっているところは3回もやっているところもあるようですけれども、やっているわけです。だから、それをクリーンアップデーの日にやっているということ。ほかのほうは、逆に言えば雪谷川がないところに関しては、全くそういうふうなボランティアでやっているというふうなことではないかなというふうに私は感じているわけですが、その辺のところの差というのですか、やはりそういうところも踏まえた上で、役場のほうは全体が分かることでしょうか、その辺の町民指導といいますか、そういうふうなことをちょっと変えていくべきではないかなというふうに私は思っているのですけれども、雪谷川を守る会の担当課でもあることですから、その辺のところを雪谷川を守る会でやる河川の草刈りイコールクリーンアップだということは、別にするべきではないかなというふうに私は逆に思うのですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 休憩をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時17分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

地域整備課総括課長、中村勇雄君。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 今のご提言についてお答えいたします。

そういった河川の草刈り、雪谷川を守る会もこれは幾分かのお金が入ってくるのではないかと、その他入らないところについてはボランティアではないのかということでございます。そういった面もありますけれども、そういった地域の事情等もございまして、その辺についてはもう少し検討していきたいなと考えているところです。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、なければ、9款消防費、総務課総務担当課長、松山篤君、
お願いします。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） それでは、9款消防費の主要施策の説明書に基づ
きまして説明をいたします。説明書からすると17ページ、決算書は154ページ
となります。

消防費の部分でございますが、各種訓練及び予防活動といたしまして、令和4年
度消防操法競技会及び消防演習をそれぞれ規模縮小、簡素化しながら実施したとこ
ろでございます。

消防操法競技会は5月29日、ハートフル・スポーツランドの駐車場をお借りい
たしまして実施いたしました。目的といたしましては、消防ポンプやホースの基本
的な操作の習得を目指すことを目的として実施したものでございます。

(2)の消防演習につきましては、9月18日、軽米中学校をメイン会場といた
しまして実施したところでございます。目的等につきましては、消防団員の規律の
保持と日頃の消防訓練の成果を町民に披露し、併せて防火意識の高揚を図ることを
目的として実施したものでございます。

続きまして、(3)の小型動力ポンプ付積載車更新等事業でございます。事業費
が1,372万3,000円となっております。石油貯蔵施設立地対策交付金を
活用いたしまして、老朽化いたしました小型動力ポンプ付積載車の更新を1台、令
和4年度におきまして図ったものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 消防費、説明がありました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 消防団については団員が減ったということ、去年でしたか、報酬
を上げたりして何とか若い人たちも消防団のほうに加入してほしいというふうな施
策をいろいろ展開してきているわけですがけれども、現在の消防団の団員の現状はど
のようになっていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えいたします。

消防団の現状についてのお尋ねと思います。消防団員は、条例上の定数は502

名となってございまして、4月1日現在378名、条例定数からすると約7割というような状況でございます。しかしながら、この502名という定数でございますが、人口が1万4,000人余りあった数十年前に定めた条例定数でございまして、現在人口8,000人、9,000人を割っているような状況でございますので、それらに関しましても、町といたしまして様々な検討を加えていく必要がある時期に来ているのではないかというような現状の認識を持っております。それらに関しましては、消防団と協議を重ねながら様々な検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

細谷地委員。

○10番（細谷地多門君） 今、課長のほうから説明いただきました。それで、ちょっと私は勘違いしているかも分かりませんが、課長、ちょっと確認したいのですが、人口が結構多いときの定数だったと、502名というのは。だから、それを人口も減っている中である程度定数の部分についても見直しが必要かなというふうな含みの発言かなと思って、私が勘違いしていれば訂正していただきたいのですが、そういうことでしょうか。

ただ、人口が減っている中で消防団員の定数を見直すとか、減らすということになると、また別な問題が出るのかなと思って懸念しています。というのは、人口が減っても区域は小さくならないので、防御というか、有事の際はもちろんですが、いろんな防御の部分でも地域のエリアというところは狭くならないので、幾ら人口が減ったとしても。だから、機動性というのか、それを持たせるためにはある程度基本的な規模が必要かなと思っています。

その中で、多分課長おっしゃるのは、人口が減った中で団員を確保するのが難しいことになっている。これは私も何年も前からいろいろこういう時々機会があるごとにしゃべっている。定数の充足率は今、団員が現在何名かということをよく聞いた経緯がありますが、今課長がおっしゃられるように7割程度だと。その中でも7割全部出てくれればいいのですが、それからまた都合により出られない団員もいるというようなことで、消防演習が17日ですか、間もなくなのですが、花形のいろいろ訓練等、私たちは見せてもらっているのですが、毎年。その中で、いつも出られる人となかなか出られない人があるかなと思っていました。また、私たちも現役のときはそういう傾向があって、それは啓蒙してお願いして各部署で努めていかなければならないし、また団員の補充もそういうことになると考えています。若い人たちが消防離れといいますか、これは強制的な部分ではないので、それぞれ協力してもらって入団してもらおうということなわけですが、一番団員確保でネックになって

いるというのはどういう部分でしょうか。ざっくりばらんに想定もされます。面倒くさい、自分の時間が取れない、何で地域の消防団員に入らなければならないのか、そこまで強制される必要はないとか、いろいろ若い人は若い人なりの考え方があって、OBの方等から聞いても思うようにならないとしゃべっています。私もそういう傾向が年々出てきているのかなと、そう思います。団員確保というのが一番ネックになっていると聞きます。それについての課題をどのように本町の場合分析しながら取り組んでいるのか、お聞かせいただければと思います。いかがですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

定数の見直し等につきましては、現状におきまして町といたしましては、防災面の観点からすればできるだけ定数は減らしたくない、消防団にもたくさん入ってもらって定数を充足していただきたいという気持ちは十分ございます。しかしながら、現状の各部を見渡すに当たりまして、一部の部につきましては運営が困難になっているような現状がある部分もございます。そういう意味で、若干見直す必要が出てきているのではないかなというような認識の下に、消防団と協議を重ねながら慎重に進めていく必要があるのかなという先ほど発言をさせていただいたものでございます。

次に、消防団員の確保につきましては、人口減少に伴いまして非常に年々難しくなっているのが現状でございます。核家族の進展が遠因ではあるかなとは思っているのですが、地域の活動より個人の生活が重視されるような生活様式あるいは仕事を町外に持っている方など、なかなか休みの日、自宅の仕事をしたとか、様々な用事でなかなか団員となっても出てこられるのが難しいという団員もあるというところはございます。それをどのように改善していけばいいのかというのは、本町に限らず全国的な市町村の課題となって今に至っているわけでございますが、諦めることなく、町といたしましても消防団ともできるだけ意思疎通、情報交換を図りながら消防団員の確保に向けて努力を引き続きしてまいりたいというふうに誠心誠意考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○10番（細谷地多門君） 課長の答弁でまあ分かりました。思いは一緒だなと、そう思っています。それぞれよどみなく努力して頑張ってもらうしかない、そのことに尽きるわけですが、機械器具の設備等、私も消防団員退団してから相当なるので最近では眺めたこともないのですが、本町の場合は機械器具の充実という部分では、最新鋭とまではいかなくても相当レベルが充実している、そういう部分の水準でしょうか。それ分からないので聞いています。別に意味があって聞いているのではありま

せんので、今現在の機械器具の設備、装備等の水準を教えてくださいと思います。

それが1つと、もう一つ、団員が少ない中で有事の際、力といいますか、発揮、有効に活動するためにやはり人的な部分も必要であります。そういう機械器具とかそういった部分も大事なと思います。

それから、最近ですか、何かトラブルもあったよね、凍らせたとか、不凍液入れ忘れたとかって、基本的な部分ですか、そういったことも徹底を図っていただきたいなど、そう思っています。また、車検切れだとか様々ありましたので、そういうのも。

課長、最初に戻りますが、機械器具のレベルというか水準、どのようになっているか、本町の場合。お知らせください。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

機械の設備等のレベルについてのお尋ねだったと思いますが、軽米町、本町の消防団におきましては、消防車両、車に想定される設備・器具一式、最高水準で整備をしている状況でございます。私が元消防係でございましたけれども、軽米町の消防自動車、最高水準だということで、ほかの町からも見に来られたときもありましたが、今はそれにも増して、例えばチェーンソーでありますとか、前にはなかった設備も含めて充実しているような状況でございます。そういう意味で、ほかの町に比べて、極端に言えば軽トラックにポンプを積んだような車両もないわけではございません。そういうところから比較すると、消防署の操作する消防車に準ずるような設備を整備しているというような認識でいるところでございます。

それから、消防団員の少ない中、有事の際人的なほかに合理的な活動の必要性などについてでございますが、現在の消防車両に消防無線ということで整備しております。元は折爪岳に中継局を設置いたしまして運用をしていたところでございますが、山と山の陰になると無線が聞こえなくなるということで、N T T回線に切り替えまして、どこでも通じるというような設備を整備しております。このことから、消防署、町の災害対策本部、総務課でございますが、それから消防団とお互い連携を図りながら、少ない人数でも最大限有機的に動ける活動ができるような体制を構築しているということで進めているところでございます。

車検切れにつきましては、春先発覚したところでございますけれども、それから町といたしましてもそのようなことが二度とないように様々、様々なといいますか、システムに車検日を入れて、その情報を職員みんなが共有できるような状態にしており、また消防団と車検の有効期限の情報については分団長会議等で情報共有をし、お互い注意をしようというふうなことで申合せをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） 消防費に関連してちょっとご指導願いたいと、このように思いまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

というのは……

○委員長（茶屋 隆君） マイク入っていますか。入っている。

○9番（大村 税君） というのは、昨年度消防報酬が改定になりまして、全国的に消防団に以前までは分団、部にその報酬あるいは日当が出ておったのですけれども、改定後は個人に振替支給ということになったというふうに耳にしておりますが、現状はそうなのか、1点お尋ねいたします。

また、そうなりますと、以前までは我が町では各部、各分団に報酬が一括して支給されていて、それを各分団の活動費として使っていたところが現状だと私は認識しておりますが、その部分が個人振替となると部の活動費がどうなのか、恐らく活動費はなくなるということだと、消防団のその理念ということを考えますと、非常に地域を地域で守る共同意識が薄れて、統率の取れた分団の経理は危惧されるのではないかなど、このように思ひますが、この2点について、個人振替の支給の分、部に運営費がなくなった部分を町としても考えてほしいなど。どういった形でもいいと思ひますが、部の活動費としても町で支援していくようお願ひしたいなど、この2点について、現状とお考えをお尋ねします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

まず、消防団員の報酬を令和4年度において改定をしたところでございます。これは、令和元年、2年、2か年続けて全国の消防団員が1万人以上それぞれ減ったということの事態を重く見た消防庁が、様々な協議会といいますか、聞く組織を立ち上げまして、まとめ上げて、それを令和3年度において全国各市町村に中間報告という形で通知したところでございますが、その内容を見ると、消防団員の報酬を引き上げなさいと、その報酬はそれぞれ個人の消防団員に支払いなさいというような内容を中心とした通知でございました。全国の市町村はそれを踏まえ、報酬の改定をし、個人の口座に振り込むこととしたところでございます。

ところが、先ほど大村委員がおっしゃったとおり、ある意味これまでは個人の通帳ではなく、委任という形で各消防団員の報酬や費用弁償を部の通帳にお支払いしていたところでございまして、それぞれ部の運営費のほか消防の設備、機械、消耗品の類いから様々な部分でお支払いをしていただいたところでございます。

今回そのような改定を行ったことによりまして、部に報酬等の支払いができなくなるわけではございまして、運営費に困るのではないかとご質問かと思ひます。

これにつきましては、町といたしましても消防団等からもそのような一部申入れ等もございまして、様々な検討をさせていただいたところでございます。

県内市町村を見ると、約6割の市町村が消防団運営交付金という形でこれを埋めるような形で交付金事業、補助金事業を立ち上げました。これを踏まえまして、当町におきましても分団の運営に困るようなことはあってはならないという認識の下、町の消防団の運営交付金という交付要綱を立ち上げ、また今後、これから説明しなければならないとは思っていましたが、運営交付金という形で補正予算のお願いをする予定としてございます。

それでも1部当たり5万円程度というようなことでございますが、内容といたしましては訓練や行事等の出動に伴いまして必要な手袋、その他消耗品の類いの購入費あるいは電池1個、電球1個までちょっとこちらのほうに請求されても事務が非常に煩雑になる部分がございますので、その部分については運営交付金の中で対応していただければという考え方で進めていきたいと、分団のほうにも改めて別な形で、交付金という形で町として手当てをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） ありがとうございます。改定によっていろんな不便なところが生じたところは町でも支援してまいると、交付金で支援してまいるということでございますので、心配しておりましたが、従前の消防活動をしていただけるなど、こう安心しております。ぜひその交付金を分団に支給できるように努めていただくことを主張して終わります。ありがとうございます。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 意見といたしますか、参考にしていただければいいなと思いますけれども、先ほど来消防団員が少ないということは皆さん認識しておると思いますけれども、予備消防団というものを岩手県内でやり始めているところがあります。予備消防団というのは、OBの人たちが地元において、火災になったときに、若い人たちが仕事場に行っているので、OBの人たちから先に出動してもらって、来るまで消火活動をするというような活動をしている地域が岩手県内に何件かあるようです。そういった活動をするには結構いろんな保険とか、給料とかというのが発生してくるかもしれませんが、そういう対応もこれから考えていただければ、人数がどうしても足りなくて、車があっても消防車が出ていかないという現状も最近受け取っていましたので、そういうこともありますので、ぜひ皆さんでOBの人たちも活躍しながら活動していただければ火災時、災害時の初期の消火の活動になると思いますので、そこら辺考えていただければいいなという提案です。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

そのことについてどのような考えか。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ご提言、ご助言ありがとうございます。予備消防団ということでございます。県内の幾つかの市町村は既に採用しているような状況であることは、認識はしております。

話題として、消防団のほうにもそういう、消防用語でいうと機能別消防団という言い方をされているようですけれども、そのような制度があるよということで消防団のほうには情報提供はしております。

軽米町の場合、まだそこから先には進んではいけないのですが、これからも様々な消防団と話し合いを重ねながら、予備消防団というのは非常に私的には有効な方々、消防団員ではないかなと、操作も覚えているし、地元にいる確率も高いのではないかなというような気もしておりますし、そういう意味では非常に有効な方々を有効に使うのは一番いいのではないかなとは思ってはいるのですが、消防団のほうの組織としての意向もございますので、その辺は、先ほども申し上げましたとおり、意見交換をしながら前に進められるように進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 細かいことですが、軽米町婦人消防協力隊連絡協議会補助金が49万7,800円という何か細かい数字だなと思って見ているのですが、この補助金の根拠というのはどのような内容のものなのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 今、資料を持ち合わせておりませんので、確認した上で答弁差し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） では、確認して答弁お願いいたします。

中村委員。

○6番（中村正志君） 防災組織の組織状況が軽米町は今現在、昨年、ここ何年間から増えてきている状況なのか、現況をまず教えてほしいということと、あと防災士を養成しているようですけれども、昨年度は、金額だけなので、何人養成されたのか。また、その防災士というのが各防災組織の中に最低1人はいるのかどうか、その状況も含めてお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

自主防災組織の状況等についてのご質問かと思えます。本年度の4月1日現在の自主防災組織の状況につきましては、12組織、町中心部を中心とした12組織となっております。

令和5年度におきましては、1町内会で自主防災組織の立ち上げについて町と相談を進めている最中でございます。あわせて、その組織から自主防災組織の中心的な役割を担う防災士の資格を取ることについてもお話を進めているところでございます。

このほか、既存の自主防災組織から2名の防災士を養成したいということで申入れがございまして、現在、令和5年度におきましては岩手県のほうに申請をしているところでございます。

令和4年度におきましては、防災士につきましては2名ということだったと記憶しておりますが、養成に4万6,150円の研修費がかかったわけでございますが、これに岩手県で負担している負担金を加算した形で、研修費に関しましては公費負担というような形で養成をしている状況でございます。

以上でございます。

○6番（中村正志君） 各組織に防災士がいるか。

○委員長（茶屋 隆君） 各組織に防災士がいるかどうか。

総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えします。

各組織に防災士がいるかどうかのお尋ねでございますが、全ての組織にいるという状況ではございません。ただいま全ての組織に配置すべく防災士を養成している途中でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 各組織に防災士が最低でも1人いるということは、非常に防災組織を運営していく上には必要なことだと思えますけれども、併せてその防災士が町内に何人いらっしゃるのか分からないのですけれども、防災士同士の連絡会というか、連絡協議会みたいな、それこそ情報交換する場というのも必要ではないかなと思えますけれども、それらを役場のほうで音頭を取ってやる必要があると私は感じるのですけれども、その辺の必要性はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ただいまのご質問にお答えします。

町としては、今ご提言といいますか、ご助言ありました件につきましては検討していない状況ではございますが、防災士がただ単に登録することだけではなくて、資格を取得して、そこで終わりということではなくて、やはりご指摘のありました

とおり一定の連携とか情報交換の場が必要ではないかということはそのとおりかと思えます。

町といたしましても、自主防災組織の重要性に鑑みまして、その辺は検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（茶屋 隆君） あと消防費ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

では、次、10款教育費に入ります。10款教育費ですけれども、教育費で軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の説明があるということでございますので、それから説明していただいて、その後資料も出ていますけれども、資料はそのときでいいのかな。

○6番（中村正志君） 資料は公民館費のときでいいです。

○委員長（茶屋 隆君） そのときでいいか。では、資料に関してはそのときに説明していただくということで、では説明をお願いいたします。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君、お願いします。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） それでは、10款の主要施策の説明書に入る前に、令和4年度軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明をしたいと思います。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 資料分かりますか。

○5番（江刺家静子君） 資料が何ページに入っているか分からない。

○議会事務局長（関向孝行君） パソコンの中に入っていますので、パソコンを開いていただいて。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） よろしいでしょうか。

〔「午後からでもいいのではないですか」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 時間がかかりますか。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） お時間いただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） すみません、時間内に終わりそうもございませんので、少し時間を要するというところがございますので、休憩して、1時から再開して、そこで説明をいただきたいと思えます。

休憩いたします。1時から再開しますので、よろしく申し上げます。

午前11時56分 休憩

午後 零時57分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、二、三分早いようですけれども、全員そろっておりますので、午前中に引き続き会議を開きます。

10款教育費に入る前に、消防費で1点残しておりましたので、総務課総務担当課長、松山篤君から答弁があるということで、申し上げます。

総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 午前中のご質問で、婦人消防協力隊への補助金についてのご質問がありましたので、それに関しましてお答えしたいと思います。

ページ数は、決算書154ページに記載されている分でございます。軽米町婦人消防協力隊連絡協議会補助金として49万7,800円支出いたしました。その内容についてのお尋ねでございます。婦人消防協力隊の連絡協議会の単位組織として、5つの協力隊が現在組織されております。この5つの協力隊に合計37万4,100円、助成金という形で支出ございまして、これが49万7,800円の決算額の8割を占めております。内訳といたしまして、均等割が14万円、人数割が20万8,000円、演習割2万6,100円というような仕分けで助成金として支出してございます。

このほか、二戸支部もしくは岩手県の婦人消防協力隊の連合会というのがありますけれども、様々な会議に参加する際の費用弁償、旅費のほか講習会等の助成金として約12万円支出してございまして、合計で49万7,800円の支出内訳となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、中村委員。

中村委員。

○6番（中村正志君） 補助金なので、何かちょっと今の説明でいまいちよく分からないのですけれども、協議会であるとするれば、50万円補助金もらって、その中でどのようなことに使っていくか、何か使ったことに対してを補助するというか、実費弁償みたいな感じに受け取ったのですけれども、これは補助金の性質として何か違うような気がしたりしていたのですけれども、この辺どうなのですかね。普通のあれであれば、その団体が運営していくために、自己資金も幾らかは充てながら、補助金をもらってその全体の中でこういう活動をしていくのだというふうなことだけでも、何かいまいち補助金の内容としてふさわしいのかなと思ったりして、端数が出ている補助金というのはあまり珍しいので、そういうことを聞いたのですけれど

も、その辺はどうなのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） ご質問にお答えしたいと思います。

婦人消防連絡協議会自体の予算額は、令和4年度におきましては約57万円ほどになっております。この中で独自の会議費やら、訓練等を実施した場合の参加費やら、また研修費の助成やら、様々なものを支出してございます。

ただ、町といたしましては実際補助金の対象としているものは、各それぞれの単位組織への助成金を主なものとして組織の維持を図るとともに、組織で行っている、協力隊といたしましては初期消火の訓練、それから防火思想の普及あるいは火災等災害が発生した場合の炊き出しの実施に向けた炊き出し訓練などをそれぞれ協力隊員に学んでいただくという趣旨の下に実施しているところでございまして、金額的には確かにそれぞれ単位組織への助成金を主な柱とした支出となってございますが、金額は小さいのですが、それ以外にも独自でそれぞれ研修、訓練は実施しているところでございまして、その点ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） では、続きまして10款教育費、軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書ということで先に説明していただきたいと思っております。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君、お願いします。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） それでは、令和4年度軽米町教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の内容についてご説明申し上げます。

まず、1ページの1、はじめにというところでございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、毎年点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが規定されてございます。

報告書については、令和4年度に執行した事業について教育委員会で点検・評価を行い、その客観性を確保するために教育に関する学識経験者3名の方々からの意見を付して報告するというものでございます。

1ページの2、教育委員会議の開催状況につきましては、毎月の「教育委員会定例会」と「臨時会」のほうを開催してございます。

続きまして、2ページになります。3、教育委員会議の審議状況につきましては、令和4年度は25件の議案について審議してございます。

次の4、教育委員会議以外の活動につきましては、(1) 総合教育会議の出席、(2) 町議会関係への出席、(3) 主な会議、研修等、(4) 学校訪問の実施状況を記載してございます。

5としまして、令和4年度事業の点検・評価ということで、様式1「主要事業の概要」ということで、後ろのページのほうに詳しく内容が載っております。

次に、3ページから4ページとなります。6、教育に関する有識者の意見ということでございますが、(1) 教育委員会事務の点検及び評価の概要として、令和4年度の軽米町教育委員会の事務事業については、平成30年3月に策定されました「軽米町教育振興基本計画」に基づき実施されているものでございます。

続きまして、(2) 主要事業に対する有識者の意見でございますが、①生涯学習の推進についてですが、生涯学習事業推進全般について、また協働・参画のまちづくりでは、自治公民館長等リーダー講習会や生涯学習フェスティバルの開催などについてご意見をいただいております。

次、青少年の学習活動支援については、子ども会のリーダー研修会、音更町との交流会、生涯学習フェスティバルについて、学習の機会の提供を継続するような意見も頂戴してございます。

地域と学校の連携協力ということについては、地域の協力体制維持のための人材発掘、また図書館のサービス向上につながるような意見も頂戴してございます。

次の3ページから4ページにかけましての②学校教育の充実についてでございますが、児童生徒の学力向上について、またグローバル人材の育成、ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進、特別支援教育の充実、地域に開かれた学校づくり等について意見をいただいております。

4ページ下段にございます③生涯スポーツの振興についてでございますが、各施設の改修や備品の更新を行い、各学校の開放事業と、併せて施設の活用促進を図ること、またスポーツ活動につきましては運動機会と地域交流の場の提供について、また町民総合体育大会の方向性について、人材確保などについての意見も頂戴してございます。

次、5ページになります。④多様で個性ある文化の創造につきましては、芸術文化の振興については、今後も創意工夫により発表の場を提供し、町民の芸術文化活動の振興に努めるようご意見をいただいております。

次ページ以降につきましては、有識者の方3名のご署名、その次には主要事業の概要について、事業内容、またAからDまでの評価、成果と課題等について掲載してございます。

以降につきましては、担当次長のほうからご説明をいたします。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君、

お願いします。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） それでは、主要事業の概要につきましてご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いしたいと思います。最初に、第1章、生涯学習の推進でございます。生涯学習の推進体制の充実ということにつきましては、(1)から(3)の事業を実施したところでございます。(1)としまして、生涯学習推進体制の充実ということで、組織体制の整備ということにつきましては生涯学習推進幹事会、推進本部会議を開催しまして、推進員の設置、それから行政区担当員の設置、生涯学習の方針と計画を作成しまして、それぞれ生涯学習の推進に取り組んだところでございます。

(2)の学習情報の提供というふうなことにつきましては、生涯学習カレンダーを作成しまして各戸に配布するとともに、ホームページに掲載をしながら周知を図ったところでございます。

それから、(3)の協働・参画のまちづくり、こちらにつきましては、自治公民館長等リーダー研修会を開催しまして、令和4年度におきましては3年ぶりに研修会を実施したところでございますが、軽米分署長を講師に招きまして、56人の参加をいただいて実施したところでございます。

また、夢灯り事業につきましては9月24日に実施することで進めておりましたが、残念ながら当日の雨によりまして中止とさせていただいたところでございます。

また、生涯学習フェスティバルにつきましても発表する形で進めていたところでございますが、年末年始にかけてコロナ感染者が増加したというようなことから、かるまいテレビの収録での実施ということで、16の個人・団体が出演、新春書き初めの発表は21作品を出していただいたところでございます。

こちらにつきましては、様々コロナ等によりまして実施できなかった事業もあったわけでございますが、評価としましてはいずれA評価ということで審査していただいたところでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第2の家庭と地域の教育力向上の推進ということで、こちらにつきましては3つの項目を主体的に取り組んだところでございます。

1つとしては、健やかな成長を育む家庭教育の支援ということで、2つの事業を取り組みながら推進したところでございます。1つ目としましては、発達段階に応じた学習機会の提供ということで、家庭教育学級の開催ということで、こちらについては幼児期、学童期、思春期、そして家庭教育ということで、それぞれの年代に応じた講座等を開設したところでございます。

それから、2の青少年の心を育む学習活動の支援ということにつきましては、(1)

としまして地域ぐるみの推進、それから（２）としましては、体験的な活動機会の充実ということで取り組んだところでございます。

（１）の地域ぐるみの活動の活動の推進という部分につきましては、郷土芸能伝承活動、それからスクールガードの配置による見守り活動、子ども会世話人研修会の実施等々を行ったところでございます。

また、体験的な活動機会の充実というふうなことにつきましては、子ども会リーダー研修会、音更町交流体験事業ということで、こちらは残念ながらコロナの関係で相互交流することはできませんでしたが、絵画作品展等の代替事業を実施しまして取り組んだもの、それからオンラインによりまして交流会を実施したものでございます。

それから、いわて希望塾への派遣ということで、軽米中学校の生徒２名を派遣したところでございます。

また、（３）の青少年団体活動の支援というふうなことにつきましては、町子ども会育成会連絡協議会への支援、それから青少年健全育成町民会議への支援ということで事業を展開したところでございます。

続いて、３、地域と学校の連携・協働の推進ということにつきましては、学校・家庭・地域の連携協力推進事業ということで、国庫補助事業を活用しながら学校支援地域本部の事業ということで、スクールガード「見守り隊」の設置、それから放課後子ども教室推進事業ということで、町内小学校に子ども教室を設置してございます。

それから、③としましては家庭教育支援事業ということで、先ほどもお話をいたしました、年代に応じた講座を開設しながら取り組んだところでございます。

それから、（２）教育振興運動の推進ということで、こちらにつきましては教育振興運動推進委員会の常任委員会２回、総会１回等々を開催するなど、教育振興運動の推進について努めたところでございます。

こちらの第２の事業につきましても、評価につきましてはＡということで評価をいただいたところでございます。

続いて、４ページをお願いいたします。第３、生涯にわたる学習活動の支援ということにつきましては、こちらについては３つの事業を中心に活動を展開したところでございます。

（１）といたしましては、多様な学習活動の支援というようなことで生涯学習講演会の開催、町民講座の開催、共食事業の支援等々の事業を実施したところでございます。

それから、（２）の高齢者の学習活動の支援ということにつきましては、高齢者教室「寿大学」を開催しまして、年１０回、延べ３２６名の参加をいただいたとこ

ろでございます。

それから、(3)社会参加活動の促進ということにつきましては、社会教育事業へのボランティア活動の促進、それから公民館活動の支援、それから二十歳のつどいということで、令和4年度におきましては、令和3年度の対象者の延期分ということで8月14日に対象者87名中44名の参加をいただいて実施したところでございます。また、令和4年度分につきましては翌8月15日に対象者67名中28名の出席をいただいて、二十歳のつどいを開催したところでございます。

こちらの第3の生涯にわたる学習活動の支援につきましても、実施できない事業はあったものの、いずれ積極的に取り組んだというふうなことで、評価といたしましてはAということで評価いただいたところでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。第4の社会教育環境の整備・充実というふうなことで、こちらにつきましては4つの事業を主体的に取り組んだところでございます。

1つ目としまして、社会教育の専門職員の養成と配置ということでございましたが、こちらにつきましては残念ながら当教育委員会には社会教育主事の配置が、なかなか配置いただけないというふうなことから、こちらについてはBの評価をいただいたところでございます。今後につきましては、研修等の参加あるいは人事当局のほうへ社会教育主事の必要性等を訴えながら、配置について努力していただければなというふうなことで考えておるものでございます。

それから、(2)でございます。社会教育関係職員の整備充実ということで、各種研修会等へ積極的な派遣をしたところでございます。

それから、(3)社会教育関連施設の整備充実ということで、中央公民館、町立図書館につきましてはかるまい文化交流センター整備に合わせまして現在推進しているところでございます。

それから、(4)の図書館運営の充実ということで、こちらは図書館の整備ということで、令和4年度につきましては年間1,154冊の図書を導入しまして、利用者への利便を促進したところでございます。そのほか、読書推進事業の開催ということで、ブックスタート、おはなしの会、それから子ども司書講座を実施してございます。

また、令和4年度におきましては3年ぶりにかかるまい朗読会を開催しまして、小軽米小学校、晴山小学校においては全校生徒から参加していただくとともに、農村環境改善センターにおいては40名の町民の方から参加していただいて、朗読会を開催したところでございます。

続きまして、ページは飛びますが、15ページをお願いしたいと思います。15ページは第3章の生涯スポーツの振興というふうなこととなります。

生涯スポーツの振興につきましては、第1としましてスポーツ施設の整備・充実と活用促進、2つ目としてスポーツ活動の活性化というふうなことで取り組んだところでございます。

第1のスポーツ施設の整備・充実と活用促進につきましては、3つの事業を展開しながら取り組んだところでございます。1つ目としましては、生涯スポーツ施設の計画的整備ということで、施設の整備・充実ということで町民体育館のカーテン、窓の修繕を行ったところでございます。また、町民体育館並びにハートフル・スポーツランドには音響機器を更新したところでございます。さらに、総合運動場にはトイレの整備を図ったところでございます。

それから、学校体育施設開放事業の充実ということで、町内の4小中学校におきまして体育施設として開放したところでございまして、令和4年度については4,521名、延べ460団体から利用をいただいたところでございます。

それから、スポーツ施設の活用促進ということで、様々広報紙等で周知したところでございます。

第2のスポーツ活動の活性化ということでございしますが、1つ目としまして町民のスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実ということで取り組んだところでございます。こちらにつきましては、軽米町総合体育大会、7競技を実施するというところで進めたところでございしますが、パークゴルフ、それからグラウンドゴルフ、バレーボールの3競技について実施することができました。それから、軟式野球につきましては8チームの参加予定でありましたが、残念ながら当日の雨天によりまして中止を余儀なくされたところでございます。いずれ町総体につきましては、今後様々な実施方法等につきまして検討しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、チャレンジデー2022ということで、令和4年度におきましては参加率54.3%の参加をいただきながら、ラジオ体操等スポーツに取り組んでいたところでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。その他スポーツ活動の活性化ということにつきまして、スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保、それからスポーツ団体への育成・支援等々について取り組んだところでございます。

こちらにつきましては、スポーツ・レクリエーション指導者の養成・確保、それから生涯スポーツ推進体制の整備・充実といった部分につきましてBという評価になってございます。こちらにつきましては、コロナ等々の影響によりまして県や二戸地区で開催する講習会等が中止になりまして、指導者養成の機会を持てなかったという部分、それからスポーツ推進委員会を委嘱をお願いしているところでございますが、事業の中止等により実施ができなかったというようなことでBとなって

ございますが、今後につきまして、令和5年度以降については積極的に取り組みながら推進をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、17ページをお願いします。第4章の多様で個性ある文化の創造ということで、こちらにつきましては第1としまして芸術文化の振興、第2としまして文化遺産の保存と伝承というふうなことで取り組んだところでございます。

第1の芸術文化の振興という部分につきましては、町民の芸術文化活動の推進ということで、町民文化祭、それから青少年劇場、芸術文化講座の開設ということで取り組んだところでございます。

それから、芸術文化団体の育成と支援ということで、こちらにつきましては研修会等を予定しておったところでございますが、やはりコロナ禍によりまして視察研修に行けなかったというようなことで、評価についてはBというふうな評価となっているところでございます。

それから、第2の文化遺産の保存と伝承ということで、(1)の文化財の調査と指定の促進ということで、1つ目としましては町内遺跡発掘調査事業ということで、試掘調査4件、工事の立会1件というようなことで実施したところでございます。

また、文化財の保存と活用という部分につきましては、第50回の軽米町郷土芸能まつりを町内3団体の参加とゲスト団体から出演していただきながら実施したところでございます。

以上、簡単でございましたが、生涯学習の部分につきましての評価報告についての説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君、お願いします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、資料6ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。教育総務担当分を説明させていただきます。

第2章の学校教育の充実というところからになります。まず先に、第1の幼児教育の充実のところでございますが、こちらは令和3年度分より幼稚園の閉園に伴いまして評価なしとさせていただいております。

第2の義務教育の充実からです。確かな学力を育む教育の推進、児童生徒の学力の向上ということでございます。授業改善について各校に取り組んでいただきました授業改善研修会、それから小軽米小学校では昨年度は学校公開研究会を開催いたしまして、「考えを伝え合い、深め合う子どもの育成」について学ぶ機会となっております。

(2)の学習定着状況の把握についてですが、こちらは各種調査を実施いたしまして、実態と照らし合わせながら各校で取組の改善を図っておるところでございます。

7ページをお願いいたします。各項目のこちら事業ですけれども、各学校で実施いただいたところがございます。

教育委員会からは、学力向上支援員の配置、それから各種検定料の助成などを行っております。夏休みと冬休みの学習会も計画し、行ったところがございます。

下段のキャリア教育の推進ということですが、中学校の職場体験になりますけれども、キャリアスタートウィーク事業、3日間、町内の事業所の皆様にご協力をいただきながら実施することができました。職業観の醸成や広い視野を持ち、地域を知る力の育成に資することができたということになります。

8ページをお願いいたします。グローバル人材の育成ということで、事業としては外国語教育研修会の開催、それから小中学校へのALT派遣事業等を行っております。

中高生海外派遣事業も行いましたが、こちらは国内での代替事業ということになりましたので、この部分だけB評価ということになっております。なお、本年度は海外への派遣を予定して、今進めておるところでございます。

情報教育の推進につきましては、ICTの環境整備をいたしまして、そしてICT支援員の派遣も行っております。各学校でも機器を活用していただいて授業を進めていただいておりますけれども、支援員を派遣することで支援をしているということで、今後も進めていくものでございます。

次のページをお願いいたします。9ページです。情報モラルに関する教育の充実ということで、こちらはインターネットの利用状況の調査を行っておりまして、結果は利用の低年齢化が毎年進んでいるということで、こちら各学校で実態に対応した指導を行っていただいております。

続きまして、豊かな心を育む教育の推進ということで道徳教育の充実ということですが、こちらはコロナ禍ではありましたが、学校行事、それから地域行事などに関連させる取組を各学校で行っていただいております。

下段の生徒指導の充実につきましては、スクールソーシャルワーカーの派遣、それからスクールカウンセラーの派遣の事業を行っております。必要に応じて各学校で相談いただいたり、ご活用いただいております。

そして、教育委員会事務局の会計年度任用職員ですけれども、学校教育アドバイザーも置いて相談活動も実施しているところがございます。

10ページをお願いいたします。いじめ防止への取組の推進ということで、いじめや不登校に係る研修会等も開催いたしまして、生徒指導の担当教員の資質向上に努めております。

その他ですけれども、学警連の関係ですけれども、小中高の先生方、それからPTAの皆様と連携して秋まつりの巡回指導なども行っております。今年度も予定を

しております。

続きまして、中段ですが、環境教育の推進です。こちらですけれども、コロナ禍の中でありましたが、できることを模索して取り組むことによって環境問題の意識を高めることができました。

続きまして、健やかな体を育む教育の推進でございます。各学校で体力測定、それから運動会、体育祭等を実施していただいております。

次のページをお願いいたします。11ページになります。学校保健、そして学校安全、学校給食に関しては、記載のとおりでございます。各事業を進めておるところでございます。

下段の食育の推進ということで、生産者との給食交流会というのがコロナ禍の影響によってできなかったということで、ここはB評価としております。記載のとおりですので、御覧いただければと思います。

12ページをお願いいたします。特別支援教育の充実ということで、就学支援委員会、特別支援教育支援員の配置等も行っております。常に相談や支援ができる体制の整備に努めております。(3)にありますカシオペア合同学習発表会等への参加ということで、こちらが中止となってしまいましたので、ここをB評価とさせていただきます。

地域に開かれた学校づくりの推進ということで、学校運営協議会の設置ということで、昨年度で全学校コミュニティースクールへの移行をしております。昨年度の新しいところだと思っております。こちらは省略いたします。

13ページをお願いいたします。教育環境の充実ということで、スクールバスの運行はこれまでどおり14路線運行しています。

教材備品、理科算数備品の整備、学校施設の維持管理等も、これまでどおり行ってまいります。

第3の中高一貫教育の充実ですけれども、こちらが中学校と高校が連携して指導体制を整備して、数学、英語を中心とした教員の交流事業を行いました。アンケートを取ったところ、特に数学について95%以上の生徒が授業を受けてよかったと回答しております。例年より高い評価を受けたということでございます。その他、中高一貫教育地域支援者拡大会議の開催や軽米高校生の活動として卒業生と語る会なども大変有効であったと思っております。

最後ですが、第4の教職員研修の充実ですが、コロナ禍で実施できない事業等もありましたので一部B評価となっておりますが、令和5年度からは通常どおりに進めてまいりたいと思っております。

なお、令和5年度からの新しい教育基本振興計画が策定されましたので、令和5年度からはそれに沿って各事業を進めてまいっているところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

では、10款教育費の教育総務費、1項、2項、3項まで説明を受けて、質疑受けます。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君、お願いします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、主要施策の説明書のほうに入らせていただきます。

10款教育費、主要施策の説明書、ページ数は18ページになります。決算書は155ページからとなりますので、よろしく申し上げます。

1項の教育総務費です。（1）の学習会事業ですが、夏休み、冬休み期間を利用して、多くの小中学生に参加いただきまして学力向上に向けた取組を行っております。

なお、中学生の学習会のほうに外部講師をお招きしておりましたので、その分の経費35万1,000円を執行いたしております。

（2）の児童生徒及び教職員の健康診断等の実施です。小学生、中学生及び教職員の健診を実施しております。事業費259万9,000円となっております。

（3）ですが、スクールバス1台を購入いたしまして、老朽化したバスの更新を行っております。今後も定期的な更新が必要となっていくものです。

（4）小中学校スクールバス運行管理業務委託料ですが、14路線のうちの11路線の委託料として4,238万1,000円を事業費として執行しております。

（5）の軽米高等学校教育振興会事業費補助金、事業費として1,200万5,000円でございます。こちらは、中高連携の事業の助成、各種検定の助成、学習の支援、通学に関する支援事業などの内容で、軽米高等学校教育振興会に対して助成をしておるものです。

（6）のGIGAスクール構想事業です。1人1台の端末を整備いたしまして、授業で活用していただいております。スムーズな授業活用に向けて、各学校へ支援員を派遣しておるものです。

（7）の外国語指導事業です。小学校と中学校に各1人ずつ指導員を配置しまして、国際理解に向けた取組を行っております。ちなみに、小学校は会計年度任用職員で対応しまして、中学校は外国人の指導員を派遣しております。

次に、2項小学校費です。決算書は161ページからとなります。（1）の小学校特別支援員の配置ということで、軽米小学校に3名、小軽米小学校に1名、晴山小学校に2名を配置しまして、様々な支援を要する児童に対して学校生活の支援を行っております。こちらは人件費となっております、837万9,000円の執行となっております。

次のページ、19ページです。(2)の小学校学力向上支援員の配置ですが、こちらは各小学校にお一人ずつ教員免許を持つ支援員を配置して、授業中のサポートに従事していただいております。975万7,000円の執行で、こちらも人件費となっております。

続いて、3項中学校費です。決算書は165ページからとなります。(1)の中学校特別支援員の配置ですが、こちらは2名配置しております。188万6,000円の執行で、人件費となっております。

(2)中学校学力向上支援員の配置ですが、こちらも教員免許を持つ支援員を2名配置しております。622万6,000円の執行となっております。

(3)は、中学生英語・漢字・数学能力検定検定料助成をいたしております。

中学校費までは以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長(茶屋 隆君) 10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費まで説明をいただきました。質疑を受けます。質疑ございませんか。

中村委員。

○6番(中村正志君) 質問といたしますか、先ほどの評価報告書の説明があったときに、評価の点でB評価のところ、何かコロナで中止になったからBになりましたというふうなことが何件かあったのですけれども、何かちょっと違うなど。というのは、別になければなくて、別にそれはそれで、このAとか、Bとかというのは、その事業の内容がちゃんとできたものなのか、これはちょっともう少し工夫したほうがいいのではないのかということのA、B、C評価のことであって、何らかの行事が、二戸地区行事がなくなったとか、そういうふうなとき、ないからBになったという、何かその評価の仕方というのはちょっといまいち違うのではないかなと私はこう、1件だけでなく何件かそういうふうな説明があったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長(茶屋 隆君) 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長(梅木勝彦君) ただいまの質問についてご説明をさせていただきます。

事業推進に当たりましては、事業をする方向で取り組んできたところでございます。しかしながら、残念ながら令和元年以来コロナ感染症等々という感染症が発生しまして実際に事業の実施ができなかったというようなことで、令和4年度におきましても内容としては取り組んだものの、結果としてその事業を実施できなかったものがあったというふうなことから、その取り組んだ部分については内容的にやや達成しているかなと思っておりますが、いずれ結果としてできなかったというようなことからB評価、おおむね達成できたのではないかなというふうな評価を教育委員会事務局として出しまして、第三者の方々からもそれでいいのではないかなというふうな判

断をいただいたところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） あまりしつこく言うつもりはないのですけれども、であれば、例えば15ページの軽米町総合体育大会がA評価になっていますけれども、明らかにこれはAと言える評価ではないのではないかなと思いますけれども、これは一例でございますけれども、というのはほかのほうで、学校教育のほうで別にBにする必要がないのではないかというふうなものを私、何とかが中止になったからBになりましたという言い方、これはちょっとそうではないのかなというふうに思ったので、逆に実質的なものとして明らかにこれはAではないなと思うのが何件かあったのですけれども、例えば町総体のようなものは明らかに内容的にちょっと、やり方に対してもう少し創意工夫が必要だったのではないかとかというふうになれば、そういうふうには評価が低くなるとか、そういうふうなところの見方があるべきではないかなというふうに私はちょっと感じたのでそういうふうな言い方をしましたけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 今、中村委員おっしゃるとおりだと思ってございます。町総体につきましては、先ほどもお話をしましたが、7競技を実施するというようなことで計画をいたしまして、実際は3競技、野球につきましては雨天により中止というふうな状況となってございます。そのほかの競技につきましては、4競技については残念ながら実施はできなかったというようなこととはなっておりますが、いずれ当方といたしましても開催に向けた取組等については実施したというようなことなどからA評価というふうなことにさせていただきましたが、今後こういった部分については十分に検証しながら、内容と実施計画について再度取り組んでまいりたいというふうなことで、評価についても再度検証すべきだというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） では、主要施策の説明書のほうもご説明いただきましたので、そちらのほうについて質問させていただきます。

まず、最初の18ページの学習会事業ですけれども、中学生サマー学習会で外部講師をお呼びしたというふうなお話もありましたけれども、どのような方をお呼びしたのか。

また、小学生夏休み学習会、これは1か所で、晴山、小軽米の子供たちも中央のほうに集まってやるような内容の学習会だったのかどうか。小学生の場合、3校あるわけですけれども、そのやり方がどのようなやり方をされたのかというのを併せてお伺ひします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 外部講師につきましてですが、青森県家庭教師協会の講師を数名お願いしたものでございます。

小学生夏休み学習会につきましては、3校、それぞれ各学校を会場に行ったものでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 学習会を主催してやるようになって何年かたつわけですけれども、これはこれで意義があるような気はするのですけれども、中学校は1校だけになったと。小学校は、3校でそれぞれでやっているということです。教育委員会が主催してやらなければならないような事業なのかなと、逆に言えばですね。学校が主体になってやってもいいのではないのかなというふうな気もしないでもないのですけれども、その辺は、何か今までやってきたからやっているというふうな感じも受けるわけですけれども、また今は学校にも今度エアコン等もついて、夏休みも涼しい環境の中でできるという、かつてはなかったので、エアコンがある場所を会場にしてやったというふうな経緯があるわけですけれども、その辺状況も変わっている中で、ただただ継続してやっていていいのかなというふうに思うわけですけれども、家庭教師の先生を呼んでやるというのは、それはそれで非常に意義があることだとは思っているのですけれども、その辺の今までのやり方と現況を踏まえたやり方として果たしてどうなのかなと思っていますので、その辺どのように検討されていながら進めているのかなということをお伺いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

今回実施するに当たりまして各学校とも相談をしながら、今年度も同じような形で実施をしておるところでございますが、各学校の子供たちが参加しやすいようなところで実施できればなと思って各学校での実施ということになっておりますけれども、運営方法、日数等も今後も学校と検討しながら進めていければと考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） それはそれでいいのですけれども。

次に、軽米高校の補助金の中に給食費の助成もあるわけですが、現在の軽米高校の生徒の給食を希望しているパーセントといいますか、率はここ二、三年どのような状況になっているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 昨年度につきましてですが、ほぼ9割以上の生徒が希望されて利用いただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。非常にいいことだなというように思います。まだ助成は何%かの助成、小中学生並みに全額助成というふうな考えはないでしょうか。全額助成して10割の希望というふうなやり方ということも軽米高校の魅力づくりの一環にもつながる方法もあるかなと思いますけれども、そのような考えは今のところいかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 現在は180円のうち1食90円、半額を助成しております。今年度もこのような形で進めさせていただきますが、今後は教育振興会の皆様とも相談いたしまして、中身については精査していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。

次に、ICT支援員を授業の中に派遣しているということですが、ICT支援員というのはどういうふうな方で、どういうふうな役割をされるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

ICT支援員ですが、現在はリードコナンという会社からの派遣をいただいております。各学校において困り事は別、それぞれあると思っておりますが、機器を使う、運営するに当たって疑問に思うことなどを直接支援員のほうにご相談をいただいて、必要であれば出向いて、ないし電話相談などもその支援に入っております。電話相談もしくは学校に出向いて指導といいますか、助言等もいただいております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） それは、では先生に対して機器の使い方とか、そういうふうなもの、タブレット等の使い方等を指導するという役割の方なのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

現状はそのような状況になっております。今後どんどん使い勝手をよくしていったら、いずれは児童生徒への授業に関してもご相談できればと考えております。現状はそのような状況です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。

その次にですけれども、小学校にも英語教育が導入されてきているというふうなことを聞いたりして、あるところではかなり専門の先生方も入っている。現状として今、英語教育が小学校においてどのような形で行われようとしているのかがいまいちよく分からない。ある市町村等では、市町村の取り組み方としてかなり専門の先生を配置したりして、小学校1年生から英語ができるようにやっているというふうに取り組んでいるというふうなところもあるようなのですけれども、軽米町の場合は小学校にも1人配置はしているようなのですけれども、この方は今軽米町の3つの小学校に行って、小学校における英語教育の中でどのような役割を果たしているのでしょうかね。ちょっと私も現在小学校の英語のカリキュラム等の内容がよく分からないのですけれども、その辺はどのようになっているのかなど。中学校であれば、中学校の英語の授業において外国語指導助手が一緒に入って指導するというふうなことがあるようなのですけれども、小学校の場合は英語という授業を実際するのかどうかもよく分からないのですけれども、その辺はどのようになっているのか、お伺いできればと思うのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） まず、町の会計年度任用職員の指導員ですが、こちらは小軽米小学校と晴山小学校に行っていていただいております。軽米小学校につきましては、教育事務所のほうから英語の専科の講師が1名配属になっておりますので、町の会計年度任用職員は2校に今出向しているという状況になります。実際に英語の授業にも入っていただいております。軽米小学校だけ指導者といいますか、事務所から配置になっておりますので、今共通認識が持てるように適宜に打合せ等を行って、イングリッシュツアーなども今年度も予定しておりますので、そちらに向けての打合せ等も行わせていただいておりますのでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ということは、小学校に英語という授業があるということなのでしょう。それこそ教育事務所からの専科の先生が来て授業をされるということは、英語という授業があるということ、それがあれば何年生からなのか、その辺分かれば教えていただきたい。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 科目授業については4年生からだったと認識しております。後で調べてお答えしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） 英語教育について補足いたします。

現在、小学校では5年生、6年生は英語は教科ということになっております。したがって、成績がつくということです。それから、3年生、4年生は英語活動となっております。成績がつくものではありませんが、英語を使つての活動で英語に親しむという、そういう勉強をしております。1、2年生についてはございません。1、2年生でやっている学校があるとすると、私立だったり、そういうところになるのかなと思います。公立でそういうことを授業時間にとることは、法的には認められていないということです。

それから、軽米小学校については福岡小学校と兼任で英語の専科の先生がやっているところですが、軽米小学校に恐らく2日ぐらいは来ていると思います。ちょっと正確には何日か分かりませんが、軽小と福小を兼任している先生がでございます。

基本的には、小学校の5、6年生への英語教科は担任の先生というか、その学校に配置されている先生が教えることとなります。学校規模によって、そういうふうに英語専科の先生が派遣されるということとなります。したがって、小軽米小学校と晴山小学校はそういう専科の先生が配置されていないと。だから、基本は学校に配置された教員が英語も教えなければならない。なかなかそれだと内容的に子供たちに十分な対応ができないかもしれないということで、軽米町では学習支援員としても実績のあります方が、今までずっと実績のある方が指導の補助という形で当たっていますが、おおむねその方が内容等、ずっと今まで継続してやっていますので、対応しておるところです。

指導内容的には、専科の先生が派遣されている学校と何ら差がない、同じような内容の指導になっているというふうに承知しております。

以上、軽米町の小学校英語教育についての現状はそのとおりでございます。

以上、終わります。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。小学校の先生も大変だなと思って今聞いていたけれども、中身はまた自分も勉強しながら進めたいと思いますので。

そこで、あともう一つですけれども、軽米町は晴山、軽米、小軽米、3つの小学校あるわけですけれども、複式学級の実態はどのようになっているか、ちょっと教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

今年度は複式学級があるのは晴山小学校のみとなっております。晴山小学校は複式学級が2つということです。

○6番（中村正志君） 何年生と何年生。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 2、3年と4、5年だったと思います。申し訳ございません。よろしくお願ひします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい、いいです。

○委員長（茶屋 隆君） では、ここで10分間休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

先ほど答弁漏れございましたので、教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君からお願いいたします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 先ほど複式学級のご質問いただきましたが、先ほどあやふやに答えてしまいましたのでお答えいたします。

複式学級があるのは晴山小学校の2、3年生と4、5年生になります。その2学級となります。

なお、晴山小学校には複式加配ということで講師が1名ついておりますので、こちらは4、5年生のクラスのほうに入らせていただいておりますので、教科によっては4年生と5年生と分けて授業もできるという状況になっております。

以上、報告いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員、よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） では、教育費、4項社会教育費、説明お願いいたします。

○6番（中村正志君） まだ質問する人はいると思うのですが。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑ですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員、何を聞きたいのですか。

○5番（江刺家静子君） 決算書160ページの負担金、補助及び交付金の一番最後から2行目ですけれども、軽米町小中学校各種大会派遣費補助金27万4,000円というのがあります。これはどういうのを実施したのでしょうか。

また、私はなぜ聞いたかという、小学生のバレーボール、全国大会に例年何回か行ったりとか、中学生も東北大会に行ったりなんか、いろいろ遠くに成績がよくて、頑張っている人たちがいますが、内容等についてお伺ひします。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっと休憩します。

午後 2時13分 休憩

午後 2時14分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご質問でございますが、ちょっと手元に資料がございませんのでお調べしてお答えしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 全国大会なので、やっぱり旅費とかいろいろかかると思います。私ももう大分前なのですけれども、寄附もしたこともありますけれども、本当に経費がかかって、軽米町としてはそれでも本当に自慢になる活動をしているということで、もう少し増やしてほしいというのが私のお願いです。

○委員長（茶屋 隆君） 要望ですか。

○5番（江刺家静子君） はい。もう一つ。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 最近テレビ等でもよく話題になるのですが、小学生の通学かばんを軽くといいますか、物すごく持って歩いている荷物が多いですよね。1年生でもプールの時期なんかはバスタオル、水着、それから教材と、そのほかにランドセルを背負ってということで、何かそういうのを少しでも軽減するための工夫とか、学校とか、教育委員会とかで話し合いをしたことはないのでしょうか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

その件に関しましては、今のところ各学校からもお話も伺っておりませんので、そういうお話をしているという状況ではありませんので、今後そういうお話がありましたら相談してまいりたいと思います。お願いします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） あとはございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 先ほどの質問に関連してですけれども、軽米町小中学校各種大会派遣費補助金と併せて中学校の話もちらっと出たのですけれども、私もこの内容がさっぱり分からないので併せてお伺いしたいのですけれども、軽米町中学校体育文化連盟補助金20万5,000円というのがあるわけですが、古い話ですが、かつては中学校が県大会等に行くとか、東北大会等に行く場合は、それぞ

れの中体連というのですか、そちらのほうの補助金で派遣されていたようなのですけれども、これが何かごっちゃになっているような気がしないでもないのですけれども、これとこのあれが、その辺中学校の場合ほどのようにやられているか。当初小中学校各種大会補助金というのは、スポ少が中心で対象者として派遣費補助金としてスタートした経緯があるのですけれども、それが何かごっちゃになっているようなことも聞いたりしているので、その辺、手元に資料がないと言っていましたので、資料をまず見ていただいて、ちょっとそれを含めて説明いただければなと思います。今でなくてもいいです。

○委員長（茶屋 隆君） では、調べて、後で説明お願いいたします。よろしいですか。そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、教育費、4項社会教育費、説明お願いいたします。教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 資料要求もありましたので、途中で説明させていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） あと、資料要求もありましたので、今説明の中で説明するということですので、よろしくお願いいたします。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） それでは、最初に主要施策の説明書のほうから説明させていただきます。資料は19ページをお願いいたします。

10款4項社会教育費でございます。魅力ある社会教育の推進ということで、学校・家庭・地域の連携協力推進事業ということで、こちらは国庫補助事業となっております。国3分の1、県3分の1、町3分の1の助成で事業を実施しているところでございます。内容としましては、家庭教育支援事業、放課後の児童生徒の居場所事業「放課後子ども教室」、それから学校と地域の協働推進事業ということで、事業費632万5,000円となっております。決算書は170ページに掲載となっております。

それから、19ページの下段になりますが、③二十歳のつどいの開催ということで、先ほどの点検及び評価でも話をさせていただきましたが、令和4年度におきましては令和3年度対象者の方44名の出席をいただきまして、また令和4年度対象者の方28名の出席をいただきまして二十歳のつどいを開催したところでございます。事業費といたしましては、21万6,000円となっております。

続いて、20ページをお願いいたします。⑤の社会教育関係団体補助でございます。こちらは、青少年健全育成町民会議事業費補助金ほか4つの団体に補助金として活動費助成をしております。総額で137万5,000円、個々の内訳につきましては記載のとおりとなっておりますので、御覧になっていただ

きたいと思います。

それから、生涯学習の推進ということで生涯学習カレンダーの発行、3,600部を製作いたしました。47万5,000円の事業費となっております。

それから、20ページ、(3)の中央公民館の運営ということで、①の高齢者教室「寿大学」の開催ということで、こちらは全10回、延べ326名の参加をいただきました。事業費といたしましては、8万2,000円となっております。

それから、②としまして第43回軽米町民文化祭の開催ということで、内容については掲載のとおりでございます。事業費につきましては、軽米町文化協会の補助金で実施したというふうな内容となっております。

続きまして、21ページをお願いいたします。(4)町立図書館の運営ということで、図書館資料の収集・保存ということで、236万2,000円。こちらは、主なものとしましては図書費、備品の購入費というふうなことになってございます。

それから、②の図書の貸出ということで、図書館の運用等に係る事業費としまして193万5,000円というような内容でございます。

それから、③の読書普及と利用の拡大ということで、読書に関する作品コンクール、読書のつどい、それからかるまい朗読会等を実施しまして、事業費としては39万8,000円の支出となっております。

22ページをお願いいたします。④の図書館情報システム運用業務委託ということで、事業費としましては1,714万7,000円でございます。こちらにつきましては、図書館の運営を図書館支援協議会のほうに委託をしまして実施したところでございます。

(5)でございます。文化財の保存と活用ということで、②町内遺跡発掘調査事業ということで、袖の平遺跡の保存処理ということで261万円。こちらは、国庫補助事業2分の1を活用しまして、袖の平遺跡から出土しました木材の保存処理を実施しているものでございます。

それから、5項でございます。保健体育費、生涯スポーツの振興ということで、町総体の開催ということで、事業費としましては3万3,000円の支出となっております。

それから、下段になりますが、③軽米町体育協会活動費補助金ということで、90万円の助成を行っているものでございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。④芝桜スポーツフェスティバルの開催ということで、こちらは5月から6月にかけて町内体育施設を使用しまして7競技、9大会について助成をしたところでございます。事業費としては、29万円となっております。

続きまして、体育施設の整備・充実ということで、町民体育館環境整備ということで、こちらは体育館のカーテン並びにハンドル開閉窓等の修繕を行ったところでございます。事業費といたしましては、1,941万5,000円となっております。

それから、②町営運動場トイレ整備事業ということで、こちらは町営運動場にトイレを整備したものでございます。事業費といたしましては、2,710万5,000円となっております。

それから、③ロボット芝刈機等導入ということで、ハートフル・スポーツランドの総合運動公園にロボット芝刈り機2台を導入したところでございます。273万9,000円となっております。

この体育施設の整備・充実の①から③につきましては、コロナ交付金を活用して導入したというふうな内容となっております。

以上、10款の保健体育費までについて説明をさせていただきました。

それから、資料要求のございました軽米中央公民館施設管理に係る経費ということで、皆様に資料をお渡ししているところでございます。

全体としましては、219万5,700円の支出となっております。内訳でございます。給料といたしまして63万4,041円。こちらは、清掃作業員ということで、月15日の4時間を雇用してお願いしているものでございます。

共済費ですが、先ほどの清掃作業員の共済費となります。

報償費でございますが、9万6,000円、夜間管理人ということで、こちらの方に払っているものでございまして、月8,000円の12か月というふうな内容になります。

消耗品費ですが、24万4,767円。トイレ用の消耗品でありましたり、清掃、それから除草等に係るもの、施設の電球等に係るものでございます。また、令和4年度においては10年に1度の消火器の更新ということでこちらに含まれておりますが、消火器6本、4万8,153円が含まれているということでご承知置きしていただきたいと思っております。

それから、燃料費でございますが、17万4,806円。こちらは、燃料代となっております。灯油代でございます。4月、それから11月から3月分の燃料代でございます。

光熱水費ですが、68万5,045円。水道、ガス、電気料となっております。ちなみに電気料ですが、年間57万8,933円というふうな内訳となります。

修繕料でございますが、外灯でありましたり、水抜き栓等々施設の修繕料で、4万8,730円の支出となっております。

手数料は2万7,500円。こちらは、消火器更新に係る消防手続の手数料、そ

れからピアノの調律の手数料となっております。

保険料は13万2,917円。

委託料としまして13万1,800円。建築物の点検、消防設備点検。

それから、使用料でございますが、こちらはNHKの受信料1万8,555円です。

総額で219万5,700円というような内容となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

教育費、質疑を受けます。質疑ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） まず、資料を提供していただきましたので、なぜこれを要求したかということ、今の公民館が廃止になるということで、どれぐらいのお金もったいなくて廃止にして使わないことにするのかなというふうに感じてあれしたわけですが、給料を除けば大体150万円ぐらいの年間経費というふうな、多分この給料というのも掃除やる人たちは図書館等含めてやっている方だと思っておりますけれども、1つ率直にお伺いしますけれども、廃止した場合にこの予算は一切ゼロにしようとしているのか。あそこはもう条例が廃止された状況の中で、電気とか、水道とか、全てストップしてしまおうとしているのかどうか。そこのところをまずお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

いずれ現在のかるまい文化交流センターを建設し、12月にはオープンをするというふうな内容で進めているところでございます。そちらにつきまして十二分に活用を図っていただくことをお願いしまして、公民館の管理等については今、中村委員おっしゃいますとおり、予算は要求しないというふうなことで検討しているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 予算を要求しないということは、一切電気も、水道も全てストップしてしまうと、廃屋になってしまうということですよ。果たして、町の中心部にあって、そういう施設があつていいものかどうか。図書館含めてでしょうけれども、果たしていかななものでしょうか。図書館含めてでしょうけれども、果たしていかなものかというふうなことがまず疑問に1つ思います。議案第3号の公民館廃止条例とはまた別に、建物をそういう状況にしてしまうということで果たしていいのかなというふうに私は疑問視するわけですが、それでもいいというふうに考えているのかどうかをまずお伺いしたい。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問についてお答えいたしたいと思います。

今ゼロとお話を申し上げましたが、いずれ保険料でありましたり、そういったかかる経費については予算要求をすることとし、建物の施設として利用する電気、ガス、光熱水費でありましたり、消耗品費といった部分につきましては、予算は要求しないというふうな考えでいるところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ということは、いずれあそこはもう使えないと、使わせないということだと思えるのですけれども、あそこは水洗のトイレもあるようですし、そういうふうなところ等も使わない状況になったら、何日か、何年かたったらもう全然復旧しようとしても一切使えない状況になるかと思えるのですけれども、では解体する予定があるのかどうか、やはりそこまで考えるべきではないのかなというふうに私は思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまの質問についてご説明をさせていただきます。

いずれ現在の公民館につきましては老朽化が進んでいるということで、かるまい文化交流センターを建設したところでございます。現在の資料としまして、この公民館の耐震をするにはどれぐらいかかるのかというふうな概算をお願いしましたところ、約600万円ほどの経費がかかるようでございます。そういった経費でありましたり、解体に係る経費についてもかなりの金額が生じるわけでございます。しかしながら、新しい施設を建設したことをきっかけとしまして、一般質問で質問もございましたとおり、町には様々な財産が活用されていない部分がございます。これらを契機にこういった部分について解体も含めた形で検討していくいいきっかけになればというふうなことで、予算要求はしないというふうなことで現在は考えているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私は、耐震診断なんかできる施設ではございませんよということで、ある設計屋さんから前に聞きました。だって、設計図も何もないのですよね、あそこには。それが誰が診断した、それを査定したのか分からないのですけれども。

あと、解体するにもお金がかかる。ということは、あのままだと。あのままの状況をずっと置く。町として果たしてどうなのでしょうということなのです。逆に、少々のお金はかかっても、少しずつ使いながら何とかあそこを保存していくというふうなことも考えるべきではないのかなと。例えば図書館だって、生活文化博

物館、蔵だって歴史的な建物です。軽米町にあちこち歴史的な建造物がほとんどなくなってきました。そういう点では非常に貴重な建造物でもあると。なぜそういうふうな歴史的な建造物をもう全てなくしようとしているのか。やはり軽米町にも歴史があるのですよね。そういう軽米町の歴史もある程度保存していくというふうなことは非常に重要な課題だと思いますけれども、その辺まで考えないのか。ただただもうかるまい文化交流センターができたから、そっちができたからもういいのだと、こっちは使わなくてもいいのだと。

だって、ほかの小軽米はどうなのですか、晴山の施設はどうなのですかということなのですよね。老朽化、老朽化って、どこだって老朽化しているのですよ。その老朽化で耐震、耐震と言いますけれども、では今までの地震であそこはどこか壊れましたか。そういうふうなことを考えた場合に、そんなにそんなに耐震、耐震というふうなことだけを理由にして、そういうふうなことで廃止する、それはもうただ放置してしまうというふうな状況で果たしていいのかどうか。その辺をもう少し先を見通した形で考えていっていただきたいなと思いますけれども、担当者はこれ以上のことは言えないと思いますけれども、町長のお考えをちょっとお伺いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） すみません、今の蔵とか生活文化博物館という話題が出ましたのでちょっと補足をさせていただきますが、蔵につきましては軽米町民の方から寄贈をいただいたものでございます。こちらにつきましても、やはり壊すとなればかなりの金額が生じるものでございます。いずれその蔵でありましたり図書館につきましては、やはり歴史的建造物というふうな観点もございまして、それらについては、今後様々な現況調査でありましたり、そういったものも踏まえながら、今後保存すべきものなのかといった部分を町民の皆様とも検討して進めていく必要があるかと思っております。

先ほどお話ししました耐震診断については、あくまでも中央公民館の部分を耐震診断して今後活用するような形の調査をするには、約600万円ほどの予算がかかりますよというふうな情報提供でお話をさせていただいたものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今、公民館の利活用というふうなお話をいただいておりますけれども、12月にかかるまい文化交流センターが開館します。コミュニティーセンターとして十分に公民館の機能と申しますか、公民館的な使い方も十分できるようにしてございますので、まずはこのかるまい文化交流センターをコミュニティーセンターとして皆さんに使っていただくと。そこを中心にしながら公民館のこれからというものを深めていただければというふうに思います。

よろしくご理解いただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

よろしいですか。中村委員。

○6番（中村正志君） 私は別に、かるまい文化交流センターが今後公民館機能を持った形で運営していくのだということについては、そのとおりだと思っているわけです。それはそれでいいのです。ただ、今ある公民館、軽米地区公民館、軽米中央公民館を廃止することに対して、もう少し町民の声も聞くべきではないのかなど。やはりただただあっちができたから、こっちはもうないよと。もう解体しますよとか、そういうふうな先の結論が出ているのだったらまだいいのですけれども、何もない状況の中でただあそこを廃屋みたいな感じで、もう電気も止める、水道も止める、誰も使ってはいけませんよというふうなこと自体、非常に私はちょっと悲しいなというふうに、もう少し周りの方々の意見も聞いて、前に質問したときにも、あそこをそれこそ自治公民館がないのでそれを使わせてもらえないだろうかという要望もある行政区もあったという話もありました。そのときは検討しますというふうな回答をしていましたけれども、それらも一切受け付けていないというふうな状況、町民の声としてそういうふうな声もあるということをもう少し考えてほしいなというふうに思うわけですが、これ以上この話については前に進まないと思いますので、このことについては終わりますけれども、いずれ私はもっと町民の声を聞いて、あそこの、今までそれこそ50年以上も使われてきた軽米地区公民館、中央公民館の今後の方向性については、役場ですぐに結論を出してよかったのかどうかというふうなことにちょっと疑問を感じますので、その辺のところをもっと検討する余地がないのかどうか、再度お伺いしたいなど。これは最後にします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） ただいまのご意見、ご質問等についてお答えしたいと思います。

かるまい文化交流センターにつきましては、中央公民館、図書館等の老朽化に伴う建て替えに合わせて各種機能を含めた多目的施設として整備することとしまして、平成28年から用地取得、基本設計などをはじめこれまで町議会ですとか町民への説明会、建設検討委員会など多くの方々のご意見、議論を施設整備に反映させて進めてきたというふうに理解してございます。

私が申し上げることは以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） 最後と言いましたので、この件については終わります。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時40分 休憩

午後 2時54分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） 今の休憩中に様々ご意見をいただいているようですが、この後委員の皆様からお考えをお聞きすることになる、そういう進行の予定だということですので、軽米中央公民館の令和4年度の使用状況について、まずお考えを持つことの基礎データとしてお知らせしたいと思います。

令和4年度に318件の使用がございました。そのうち、役場、教育関係は288件です。一般使用は30件です。つまり月2、3回ぐらい、2、4回ぐらいの使用になっております。一般使用の場合に様々な講座の団体のご使用もがございます。それから、補聴器等のご相談事、そういう類いの相談事のための使用ががございます。令和4年度については、軽米地区の地区での使用はございませんでした。そういうことを含めて、令和4年度に一般使用で使った団体については、次はかるまい文化交流センターのほうを使うだろうなという、そういう見通しを持っております。地区でのことについてはご要望が出たこともございますが、昨年度は一度もご使用していただいております。

以上、データとして報告いたします。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

3時をめぐりにやってきましたので、もう3時になりますので、明日もあります。今ここで話ししていても尽きないかもしれないので、皆さん今日は帰ってからよく考えてきていただいて、明日皆さんの意見もお聞きして、それで結論が出るかどうかは分かりませんが、まず少しでも納得できるようにお互い、当局と中村委員、あとみんなも議会としてどういうふうにすればいいかということも、町民の声も聞きながらだと思いますけれども、そういうことを一遍、明日、あさってとあるわけですから、明日中に終わらなければならないということはございませんけれども、できれば明日中に終わればいいのかと思っていましたけれども、大事なことはやっぱり解決してからのほうがいいと思います。自分が納得がいくように意見を出し合って決めてほしいと思いますので、そういうことで今日は……

〔「休憩中に一言」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 終わりにしたいと思いますけれども、休憩中ということで、副町長からお話あるということで、休憩します。

午後 2時58分 休憩

午後 3時00分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

◎散会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、今日は閉会して、明日の10時からまた再度ここで特別委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

（午後 3時00分）